

第1章 調査の目的ー私たちの問題意識ー

私たちは2009年3月30日から4月2日にかけて、ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市で、ブラジル連邦共和国の消費者保護制度、とりわけ消費者被害についての集団的権利保護訴訟制度に関して実情調査を実施した。今回の調査は、日弁連消費者問題対策委員会と京都弁護士会消費者保護委員会が共同で行った。

日本では、消費者団体訴訟制度が2006年の消費者契約法改正によって創設され、2007年6月7日の施行によってスタートした。創設時に認められた訴権は差止請求だけであり、事業者の不当利得吐き出しや被害救済のための集団的金銭請求は検討課題として見送られてしまった。

改正法の施行後、適格消費者団体によって、差止請求が訴訟外において行使されるだけでなく、さらに差止請求訴訟が現実に提起されて判決もされてきた。これらの差止請求の実績を通して、消費者団体訴訟制度が、消費者取引の公正化や被害の拡大防止・予防に大いに資することが認識されてきている。

しかし、現行の差止請求は、消費者取引の公正化や被害の拡大防止・予防には有効であるが、事業者に蓄積された違法な収益の剥奪や消費者被害の回復には必ずしも有効なものとはいえない。効率的な消費者の被害回復が図られるとともに、違法行為を行った事業者に不当な利得を吐き出させて、さらなる違法行為の抑止を図ることのできる制度は我が国にはまだ存在しない。しかし、2009年通常国会で成立した「消費者庁及び消費者委員会設置法」の附則第6項で、同法施行3年を目途に多数消費者被害の不当利益剥奪や救済制度を検討し必要な措置を講ずることが明記され、これらのための制度の実現可能性が高まっている^{*1}。

現在、私たちは、事業者の不当利得剥奪や消費者の被害救済のための制度の一つとして、消費者団体による集団的な金銭請求制度の実現が有効で必要であると考えている。消費者団体の公益的役割に鑑みて、適格消費者団体に付与する訴権として、差止請求権だけでなく損害賠償請求および事業者の利得吐き出しのための金銭請求権を付与すべきであると考えている。

そして、私たちは、日本にどのような制度を創設すべきかについて検討を重ねており、その一環として2007年にはアメリカ合衆国のクラスアクション制度について実情を調査し、これを報告するとともに日本での制度設計への参考とした^{*2}。

その後も、海外で創設されつつある集団的金銭請求制度を研究しながら、我が国の制度設計の検討を続けてきたところ、海外では共通的争点である責任論と個別的論点である損害論を別個の手続で処理する二段階構造の被害回復制度があることを知った。中でも、ブラジル連邦共和国においては、消費者団体などに、事業者に損害発生に対する抽象的な賠償責任があるかないかを認定することを求める訴権を付与し、被害者はこれに基づく判決を利用して、自分の被害額を個別に証明して別途に自分で金銭請求をする、二段階構造の被害回復制度があり、これを活用

*1 消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項「政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」

*2 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「アメリカ合衆国クラスアクション調査報告書について」NBL880号32頁、同881号103頁。詳細な報告書は日弁連WEBサイトに公開されている。

していることを知った^{*3}。このような、事業者の損害発生に対する有責性の判断を先行させる二段階構造の被害回復制度は、法制度として存在することは認識することができたが、実際の運用について日本における文献は皆無に等しく、法文や解説も十分に把握できず、その実情は全く不明であった。

少額大量被害を特徴とする消費者被害の救済にあたり、アメリカ合衆国のクラスアクションのようなオプトアウト型としつつ、消費者団体を訴訟主体とする制度を導入するのが有効であることは検討されてきたが、さらに二段階構造の被害回復制度が有効かについては、検討する必要のある課題である。

そこで、私たちは、消費者団体等による二段階構造の被害回復制度を導入しているブラジル連邦共和国においてその制度と運用の実情を調査することにした。実際に二段階構造の被害回復制度に携わっている学者、弁護士、消費者団体、事業者団体、検察官、消費者関連行政機関などを対象に制度の内容と運用実情とその評価について訪問調査を実施した。

この調査によって、私たちはブラジル連邦共和国における二段階構造の被害回復制度とその実情、並びにその有用性と問題点を知ることができた。また、複数の利益剥奪・被害賠償制度が併存することの有用性や、不当利益剥奪・被害賠償には、消費者団体と行政機関の共同作業が有用であることなどを知った。ブラジル連邦共和国の二段階構造の被害回復制度の実情はこれまでほとんど紹介されてこなかったものであり、本調査報告は初めてのまとまった調査報告になったと考えている。

この調査によって、私たちは消費者団体による集団的金銭請求制度の実現が必要であることに改めて確信を持つとともに、我が国の実情に合わせた新しい制度設計を早急に提案していく必要性を強く感じている。

この調査を踏まえ、日弁連消費者問題対策委員会、京都弁護士会消費者保護委員会では消費者団体による集団的金銭請求制度の日本における実現、そしてその内容が消費者の権利実現のために世界に誇れるものとなるよう、研究し、提案していきたいと考えている。この報告書を読まれた皆さんも、ぜひ考えていただきたい。短期間の調査を急いでとりまとめたものであり、不十分なところも多いと思われる。皆さんの忌憚のないご意見をお願いする次第である。

今回の調査にあたっては、訪問先の選定と訪問日時・場所の設定については、ブラジル連邦共和国サンパウロ弁護士会所属の Flavio T. Oshikiri 弁護士と同弁護士を紹介していただいたサンパウロ在住の黒木巳知治氏に大変お世話になった。また、二宮正人サンパウロ大学法学部教授には専門的内容について通訳をしていただいた。今回の調査が充実したものとなつたはこれらの方々のご協力によるところが大きく、この場をお借りして深く感謝申し上げる次第である。

*3 アントニオ・ジディ、三木浩一他訳「ブラジルにおけるクラス・アクション～大陸法諸国ためのモデル～」(国際商事法務34巻8号～35巻4号)

第2章 調査の概要

1) 調査日程及び訪問調査先一覧(訪問順)

1 学者

聴取日時 2009年3月30日 午後3時から6時

調査先対応者 カズオ・ワタナベ Kazuo Watanabe サンパウロ大学法学部教授
滞在ホテルにて聴取

2 事業者団体

聴取日時 2009年3月31日 午前10時から12時

調査先 事業者団体 ELETROS

Associacao Nacional de Fabricantes de Produtos Eletronicos
電気品製造企業組合

住所 Rua Alexandre Dumas 、 1901- 4andar - Bloco B Sao Paulo
tel/fax: 11-3556-8821

調査先対応者 Lourival Kiçula (エレトロス会長)
Ricardo Vieira Gerosa (JVC ブラジル社所属。エレトロス内の
消費者保護・テクニカルアシスタント委員会の委員長)
José Mariano Filho (パナソニック・ブラジル社所属)
Fernando (弁護士)
Pedro Paulo (弁護士)

3 消費者団体

聴取日時 2009年3月31日 午後3時から5時

調査先 消費者団体 IDEC Instituto Brasileiro de Defesa do Consumidor
ブラジル消費者保護機関

住所 Rua Dr. Costa Junior 、 356 - Agua Branca CEP05002-000 Sao Paulo
tel: 11-3670-5025
fax: 11-3670-5035

調査先対応者 Marcos Rodrigues Diegues (法律補佐)
Maria Elisa Cesar Novais (弁護士)
Juliana Ferreira (弁護士)

4 弁護士会

聴取日時 2009年4月1日 午前9時から12時

調査先 サンパウロ弁護士会 Ordem Dos Advogados do Brasil Seccao de Sao Paulo

住所 Praça da Sé - 11andar - CEP01001-902 São Paulo
tel: 11-3291-8193

調査先対応者 Jose Eduardo Tavolieri de Oliveira (消費者保護委員会委員長)

5 行政(検察庁)

聴取日時 2009年4月1日 午後2時から4時

調査先 サンパウロ州検察庁 Ministerio Publico do Estado de Sao Paulo

R.Riachuelo 、 115 - 7andar - CEP010007-904 Sao Paulo

聴取先対応者 Vania Maria Ruffini Penteado Balera (検察官)

Adriana Borghi Fernandes Monteiro (検察官)

6 行政(PROCON)

聴取日時 2009年4月2日 午後3時から5時

調査先 PROCON Sao Paulo

住所 Rua Barra Funda 、 930 4.andar sala 432 Sao Paulo

tel: 11-3824-7184

fax:11-3663-6434

聴取先対応者 Carlos Augusto Machado Coscarelli (Assessor Chefe Diretor Executivo
・法務官)

Roberto Augusto Castellanos Pfeiffer (Diretor Executivo ・法務官)

Valter Farid Antonio Jr (法務官)

Maria Bernadette Bolsoni Pitton

2) 調査団員一覧表

団長

野々山 宏 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員

京都産業大学法科大学院教授

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

事務局長

大高 友一 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事

弁護士法人みやこ法律事務所

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル8階

団員

井田 雅貴 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事

弁護士法人リブラ法律事務所

大分県大分市中島中央2-2-2

二之宮 義人 弁護士
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事
二之宮義人法律事務所
京都市中京区室町通御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル2階

川村 暢生 弁護士
京都弁護士会消費者保護委員会委員
よつば法律事務所
京都市中京区二条通河原町西入る榎町84 森ビル2階

平尾 嘉晃 弁護士
京都弁護士会消費者保護委員会委員
中村利雄法律事務所
京都市中京区河原町二条西入 宮崎ビル2階

畠中 宏夫 弁護士
京都弁護士会消費者保護委員会委員
弁護士法人田中彰寿法律事務所
京都市中京区両替町通夷川上ル松竹町129

黒木 和彰 弁護士
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員
弁護士法人黒木・内田法律事務所
福岡県福岡市中央区赤坂1-6-15 日新ビル5階

江野 栄 弁護士
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長
第一合同法律事務所
秋田県秋田市山王中園町2-34

通訳
二宮 正人 サンパウロ大学法学部教授、ブラジル国弁護士

第3章 報告書本文

1 ブラジルにおける集団的権利保護訴訟制度の概要^{*4}

(1)制度の概要、歴史

ブラジルにおける集団的権利保護訴訟制度は、一定の範囲において、公的機関や私的団体が、被害者からの個別の委任を受けることなく、集団的権利保護のために裁判所に訴えを提起することが認められていることが大きな特徴である。

もともと、ブラジルにおいては、1985年公共的民事訴訟法^{*5}により、環境、消費者や芸術、景観的な価値に関する拡散的権利及び集合的権利について、一定の機関、団体(行政、公共団体、私的団体)に提訴権を認め、行為の差止等の適切な措置を裁判所に対して求めることが認められていたところ、1988年に制定された現行ブラジル連邦憲法^{*6}において、国の消費者擁護義務が明記されるとともに(5条32号)、集団的な利益や権利が司法システムの中で擁護されることについても明記がされた(5条70号b、129条3号)^{*7}。

そして、この1988年憲法で謳われた消費者保護の理念及び集団的な利益の擁護を現実化するために、1990年に消費者保護法^{*8}が制定された。

この消費者保護法は、国家の消費者保護政策の在り方、消費者の権利といった国の消費者政策にかかわる基本的事項のほか、表示、不当取引、不当条項などの個別分野における消費者保護規定を定めているものである。この消費者保護法の81条以下において、消費者に関わる利益や権利に関する民事訴訟システムによる集団的な権利救済手段についても規定されている^{*9}。

*4 特に記したほか、アントニオ・ジディ、三木浩一他訳「ブラジルにおけるクラス・アクション～大陸法諸国ためのモデル～」(国際商事法務34巻8号～35巻4号)、及び本調査においてワタナベ教授より提供されたワタナベ教授による消費者保護法81条及び82条のコメントールの英訳(原文ポルトガル語)を参考とした。なお、本稿では、ポルトガル語による概念や用語の邦語訳については、基本的にこのジディ論文の三木他訳における邦語訳に拠った。

*5 Lei da Ação Civil Pública, Lei No 7.347, de 24 de julho de 1985.

*6 Constituição da República Federativa do Brasil.

*7 具体的な条文は以下のとおり(阿部照哉・畠博行編 世界の憲法集(第2版)有信堂、1998)

第5条32号 国は、法律に定めるところにより、消費者の擁護を促進する。

第5条70号 集団的職務執行令状は、以下に規定する者により請求される

- (a)国会に代表を有する政党
- (b)構成員または会員の利益を擁護するために合法的に設立され、少なくとも1年以上活動している労働組合、職能団体または結社

第129条 以下に規定する事項は、検察庁の制度的職務である。

3号 公共財、及び社会的財産、環境ならびに他の一般的かつ集団的利益を保護するための民事の調査を開始すること及び民事の公共訴訟を提起すること

*8 Código de Defesa do Consumidor, Lei nº 8.078, de 11 de setembro de 1990

*9 ブラジル消費者保護法を紹介する邦語文献としては、前田美智代「ブラジル消費者法研究序説～ラテンアメリカ民事法の理解に向けて～」(国際商事法務35巻3号343頁)がある。

(2) 保護の対象となる権利

消費者保護法81条^{*10}（以下特に法令名を記さない場合は消費者保護法の条文である。）は、以下の消費者に関わる三種類の利益または権利^{*11}につき、個別的または集団的な裁判上の保護が与えられると明記している。

① 拡散的利益または権利（*interesses ou direitos difusos*、81条1号）

不特定の人々によって保持され、かつ事実状況により結合された利益または権利であって、不可分の本質を有し、この法律の目的に沿って超個人的なものとして理解されるものをいう。

従って、この不特定の人々の間には共通する法的な関係は存在しない。

この拡散的利益または権利が問題となりうる具体的な事例としては、不特定多数の者に影響を及ぼすような形でなされた虚偽広告等につき、虚偽広告により影響を受ける者の利益または権利を擁護するための適切な決定（例えば、違法な商品を市場に投入させないと求める）を裁判所に求める場合などがある。

なお、拡散的利益または権利に基づく具体的な請求内容としては、差止請求だけに限らず、（個別損害とは異なる）拡散的利益に生じた損害に対する金銭的な請求をなすことも可能である^{*12}。この金額は、裁判官の事案に応じた裁量によるようである。

② 集合的利益または権利（*interesses ou direitos coletivos*、81条2号）

内部相互間においてもしくは相手方当事者との関係において基礎となる法的関係を通じて結合されたグループ、カテゴリーもしくはクラスに属する人々によって保持されている利益または権利であって、不可分の本質を有し、この法律の目的に沿って超個人的なものとして理解されるものをいう。

①の「拡散的利益」とは異なり、対象となる人々の間には基礎となる法的関係が存在する。ただし、ここでいう「基礎となる法的関係」とは、後記③の「同種個別的利益」のように対象となる人々の間に損害を生じさせた共通の法的原因があるということではなく、生じた損害に関してそれ以前から基礎となる何らかの法的関係があったということを意味する。このように、対象となる人々の間には基礎となる法的関係が存在するから、対象となる人々を特

*10 消費者保護法81条の条文の仮訳は以下のとおり（なお、以下の仮訳は、ワタナベ教授から提供を受けたコメント一覧の英訳に掲載されていた英訳条文からの翻訳である）。

第81条 消費者及び被害者の権利及び利益に対する裁判上の保護は、個別的にも集団的にもなされる。

補項 集団的な保護は、以下の権利が問題となる場合において、なされる。

1号 不特定の人々によって保持され、かつ事実状況により結合された利益または権利であって、不可分の本質を有し、この法律の目的に沿って超個人的なものとして理解される拡散的利益または権利

2号 内部相互間においてもしくは相手方当事者との関係において基礎となる法的関係を通じて結合されたグループ、カテゴリーもしくはクラスに属する人々によって保持されている利益または権利であって、不可分の本質を有し、この法律の目的に沿って超個人的なものとして理解される集合的利益または権利

3号 共通の原因から生じるものとして理解される同種個別的利益または権利

*11 ただし、消費者保護法の条文上はいわゆる「消費者被害」に限定されてはおらず、81条に規定される利益または権利に該当する限り、裁判における保護の対象となりうる。

*12 ワタナベ教授によると、公共的民事訴訟法による事案であるが、環境破壊などでは、破壊された環境を元に戻すための費用などが「損害」として請求されたという。

定することは基本的に可能であるという点でも①の「拡散的利益」とは異なるものとして理解される。

一方で、後記③の「同種個別の利益」とは異なって、集合的利益または権利は、あくまで問題となったグループ等の構成員に不可分かつ超個人的に属する利益ないし権利であるので、個々の構成員に個別に帰属する利益ないし権利ではない。

この集合的利益または権利が問題となる場合の具体例としては、納税者の権利及び利益が問題となる場合がある。不当な課税をする立法がなされたときに、納税者には損害が生じるが、納税者集団と課税当局との間には、損害が生じる前からその損害に関する基礎となる法的関係(納税関係)が存在するといえるからである。

なお、集合的利益または権利に基づく具体的な請求内容としては、差止請求だけに限られず、(個別損害とは異なる)集合的損害に対する金銭的な請求をなすことも可能である(慰謝料等)^{*13}。この金額は、裁判官の事案に応じた裁量によるようである。

③同種個別の利益または権利(interesses ou direitos individuais homogêneos 、81条3号)
共通の原因から生じるものとして理解される利益または権利をいう。

②の「集合的利益」とは異なり、損害が生じた原因がまさしく共通であるような場合をいう。従って、対象となる人々の間に、損害発生以前から何らかの法的関係がある必要性はない。航空機事故の被害者のように、まさしく、生じた損害そのものにより対象となる人々が結合しているものである。対象となる人々の範囲も特定が可能である。

「共通の原因」は事実上のものであっても法的権利であっても良い。また、時間的に隔絶があつてもよい(不当な食品が長期に渡って販売されたことによる健康被害等)。

もっとも、対象となる人々の個別争点が影響するような事案については、「共通の原因」があったとしても「同種個別の利益」が認められないことがある。つまり、アメリカ合衆国のクラスアクションの要件で問題となる「共通争点が個別争点に優越すること」の要件がブラジル法でも問題となりうるものとされる。

(3)訴訟提起適格者

消費者保護法82条は、消費者保護法81条に基づく裁判上の救済(以下「81条訴訟」という)を求める適格者を以下の機関、団体に限定している^{*14}。

①検察官(82条1号)

憲法129条3号において検察官に公共的利益の擁護の役割が認められていることによるものである^{*15}。具体的には政府などの行政機関に属する検察官が提訴権を行使することになる。

②連邦、州、市及び連邦直轄地区(82条2号)

憲法32条5号において国に消費者擁護の責務が認められていることによるものである。

③官公庁及び準官公庁(82条3号)

*13 後記3の具体的事例(3)①で紹介する「アドヴェンチスタ病院」の事例を参照されたい。

*14 ワタナベ教授から提供を受けたコンメンタールによれば、個人に提訴権を認めなかった理由としては、集団的訴訟には政治的な意味合いがあること、訴訟追行過程で当該個人が圧力を受ける可能性があること、集団的訴訟においては強力な原告が必要であることなど複数の要因があったという。

*15 憲法の規定にも現れているように、ブラジルにおける検察官の役割は日本のそれよりもかなり広く、刑事事件の訴追だけでなく、行政機関の法務部として社会秩序維持や公共の利益擁護のための活動も期待されているようである。

ただし、法人格がなくとも消費者保護法によって保護された利益及び権利を保護するために特別に設立された法人格のない団体であれば提訴権を有するものとされているが、これは具体的にはプロコン^{*16}のような機関にも提訴権が認められるようとするものとされる。

④設立後1年以上を経過した法人格のある団体(82条4号)

ただし、その設立目的が、消費者保護法によって保護された利益及び権利を保護することを含むことを要するものとされるが、行政による事前の認可等は不要である。また、特に消費者保護に特化した団体である必要はなく、目的の一つとして含まれておればよい。従って、例えば消費者保護委員会を内部に有している弁護士会なども提訴権を有しており、実際に弁護士会も消費者保護法に基づく訴訟を提起している。

このような私的団体にも提訴権が認められているのは、消費者が行政による保護ばかりに頼ることは出来ないということと、また市民社会が自らの構成員を自ら保護するということが必要であるということによるという^{*17}。

また、設立後1年という要件についても、判例により、問題となっている損害や保護される法的利益から明白な社会的利益のある場合については、不要とされている。

(4)判決の効力

81条訴訟による判決の効力において最も重要な点は、81条訴訟の判決は、それぞれ対世効ないし第三者効を有しており、当該訴訟において訴訟の対象となった集団やグループ等に属する人々が個人で提起した訴訟において、判決を有利に利用することができるものとされていることである。例えば、虚偽広告の差し止めを求める81条訴訟(拡散的利益に基づく)において、広告が虚偽であるとして差し止めを認める判決がなされた場合、虚偽広告に騙され商品を買った消費者が個別訴訟を提起すれば、事業者側はその個別訴訟において広告の虚偽性を争うことができない。

もう一点重要なことは、81条訴訟の判決は、当該訴訟において訴訟の対象となった集団やグループ等に属する人々が個別に有する利益または権利を侵害しないものとされていることである(103条1項)。つまり、個々の消費者は、81条訴訟の結果にかかわらず、自己の権利に基づく訴えを提起することが可能であり、その個別訴訟において81条訴訟の判決で否定された主張をあらためて主張することになる。

以下、権利の類型毎に具体的な判決の効力を述べる。

- ① 拡散的利益または権利に基づく81条訴訟の判決は、証拠不十分により請求棄却された場合を除き、対世効(*erga omnes*)を有する(103条本文1号)。もつとも、前記のとおり、81条訴訟の判決効は個人が有する自己の利益または権利を侵害しないものとされているので、結局、ここでいう対世効によって前訴敗訴の場合に後訴を制限されるのは、提訴権を持つ機関及び団体ということになる。一方、前記のとおり、拡散的利益または権利に基づく訴訟の勝訴判決については、個人が提起した訴訟において、対世効に基づき、当該勝訴

*16 プロコン(PROCON)とは、ブラジル各地に設置されている公的な消費者保護機関である。地区によって行政組織の一部であったり、独立した法人格を有していたりと組織形態は様々である。プロコンは、消費者からの苦情を受付けるだけでなく、事業者との紛争解決あっせんを行っており、日本における消費生活センターのような役割を果しているが、その一方で行政規制権限も有しており単なる紛争解決あっせん機関ではない。詳しくは、サンパウロ州プロコンの議事録を参照されたい。

*17 ワタナベ教授から提供を受けたコメントナルによる。

判決を有利に利用することができる。

- ② 集合的利益または権利に基づく81条訴訟の判決は、証拠不十分により請求棄却された場合を除き、当該集団等に属する者に対してのみ第三者効(ultra partes)を有する。もっとも、前記のとおり、81条訴訟の判決効は個人が有する自己の利益または権利を侵害しないものとされているので、結局、ここでいう対世効によって前訴敗訴の場合に後訴を制限されるのは、提訴権を持つ機関及び団体ということになる。これは、前訴敗訴の場合において、当該集団等に関する前訴で問題となった権利等につき、再度81条訴訟は提起できないという趣旨である(従って個別訴訟は制約されない)。

一方、勝訴判決については、前記のとおり、当該集団等に属する個人が提起した訴訟において、訴えを提起した者は、第三者効に基づき、集合的利益または権利に基づく訴訟の勝訴判決を有利に利用することができる。

- ③ 同種個別の利益または権利に基づく81条訴訟の判決は、全ての構成員の利益に適う認容判決に限り、対世効(erga omnes)を有する。従って、敗訴判決については、一切の法的拘束力が生じない(もっとも、事実上の拘束力は認められるであろうが)。

一方、勝訴判決については、全ての構成員が勝訴判決に基づく強制執行申立権を得ることになる(97条)。

ブラジルでは、民事訴訟一般において、「有責給付判決」をなすことが認められており、判決においては被告の有責性および抽象的な金銭支払義務の有無のみ判断し、強制執行段階において具体的な損害額を審理し確定させることができる^{*18}。同種個別の利益または権利に基づく81条訴訟の判決はこの「有責給付判決」に属するものとされ(95条)、判決においては被告側の有責性および抽象的金銭支払義務の有無のみを判断するとともに、個別の構成員に強制執行申立権を付与することにより、強制執行段階の損害額審理という形で個別損害を確定していくことになる^{*19}。この損害額確定の手続は、判決に基づく強制執行手続であるから、当然、被告側は判決で確定した有責性に関する判断を争うことができないことになる。

(5) 訴訟手続

- ①集団等に属する個人等への通知公告・手続除外権の付与

前記のとおり、ブラジルにおける81条訴訟の判決は、判決の対象となった集団等に属する個人が有する個別の権利に不利な影響を一切及ぼさない制度設計となっているため、これらの者に対する手続保障は余り考慮されていない。通知公告は、同種個別の利益または権利に基づく81条訴訟に限り、公告1回のみなせば足るものとされているが(94条)、これは他の提訴資格者に参加の機会を与えるためのものである。また、集団等に属する者らの手続除外権については一切認められていない。

- ②証拠収集

81条訴訟に関して特段の証拠収集手続は設けられておらず、証拠保全等の通常の民事訴訟と同様の証拠収集手段を用いることになる。

*18 民事訴訟法475A条以下。

*19 ワタナベ教授からのヒアリング

もっとも、検察官やプロコンなどは行政権限を用いて証拠収集することが可能である。

③検察官の参加

検察官が訴え提起した事案を除き、個別損害の回復を求める81条訴訟において検察官は常に監督者の役割を果すものとされている(92条)。具体的には、裁判所から検察官に対して意見照会がなされるようであり、検察官は、原告が消費者の利益を適切に代表していないとき、不利な和解をしようとしているときなどには、承認すべきでないという意見を述べるという。また、検察官が独自に控訴することもあるようである。さらに、検察官が原告の立証を支援することもあるとのことである。

④和解

81条訴訟に関する和解の特則は特に設けられておらず、通常の民事訴訟と同様に和解をなすことができるが、ブラジル民事訴訟法によれば、訴訟における和解においては裁判官の認可を要するものとされている^{*20}。

ただし、81条訴訟における訴訟提起資格者はいずれも本来的な利益や権利の主体ではないことから、81条訴訟における和解においては権利放棄や譲歩になるような和解はなしらず、公的機関が原告の場合に限り、被告側に義務があることを前提としてその具体的な履行方法に関してのみ和解ができるものとされているようである^{*21}。もっとも、現地ヒアリングでは、81条訴訟の多くが和解で解決されているという^{*22}。

また、同種個別の権利または利益に基づく81条訴訟においては、個別の消費者や被害者を当該和解に拘束しないものとする限りにおいて、賠償額を合意することが可能とされているようである^{*23}。すなわち、個別の消費者は合意された和解額に不満があれば、個別訴訟により請求することが可能となるものである。

⑤重複訴訟

同一請求に関する81条訴訟の重複に関して、消費者保護法は何ら特則を設けておらず、通常の民事訴訟と同じく最初に提起された訴訟が優先される。もっとも、実際には複数の提訴資格者が共同して原告になる場合も多いようである。

一方、81条訴訟の対象となる集団等に属する個人による個別訴訟と当該個別訴訟に対応する81条訴訟が重複した場合においては、基本的に81条訴訟は個別訴訟の進行を停止させないものとしている(104条)。ただし、集合的権利及び同種個別の権利に基づく81条訴訟については、その81条訴訟の存在を知ってから30日以内に個別訴訟の中止を原告が申立てなかつた場合には、81条訴訟の判決に基づく利益を受けられないとされているため(104条後段)、事実上、個別訴訟の進行は中断されることが多いようである。

⑥集団的執行

拡散的利益及び集合的利益に基づく金銭的請求により得られた金銭は、1985年公共的民事訴訟法により、拡散的利益保護のための特別基金(以下「特別基金」という。)に組み入れられる(公共的民事訴訟法13条)。この特別基金は、司法省の後援のもと、公務員

*20 民事訴訟法449条

*21 プロコンからの回答に拠れば公共的民事訴訟法5条6項による。なお、ジディ前掲*4 IV5も同旨。

*22 ワタナベ教授からのヒアリング

*23 プロコンからの回答

と一般市民の構成による委員会によって運営され、集団的利益のために活用されることになっているが、実際には基金に集まった金銭を十分に活用はできていないようである。

また、同種個別の利益または権利に基づく81条訴訟において、勝訴判決のあと1年以内に十分な数の個別執行の申立がなかった場合には、残余について原告となった者が集団的に執行することができることになっている。なお、構成員全体の損害を算定して強制執行した金銭についてもこの特別基金に組み入れることになる(100条)。

この構成員全体の損害算定は、被告側資料によったり、鑑定人を利用したりするという。

⑦その他

ブラジルは弁護士費用敗訴者負担制度を採用しているが、81条訴訟については悪意の提訴を除き敗訴した場合でも相手方の弁護士費用等を負担する必要がない(87条)。また、裁判所の費用についても予納する必要がない(87条)。

また、通常の民事訴訟法の手続きに従って、81条訴訟においても仮の救済を求めることが可能^{*24}、また、公共的民事訴訟法12条及び84条3項に基づき、仮の差止を求めることが可能^{*25}ようである。

なお、これは集団的権利保護訴訟制度とは直接関係はないが、ブラジルでは消費者保護法により消費者は事業者に対して本来の被害額の倍額を請求できるようあり、一種の懲罰的賠償制度が導入されているようである^{*26}。

2 制度運用の実情

(1) 総論

今回の調査において81条訴訟の提起資格を有する検察庁、消費者団体、プロコン、弁護士会にヒアリングした限りでは、各団体ともそれぞれの活動規模や活動目的に応じて活発に81条訴訟を提起していることが窺える。

その地域の公共的民事訴訟に関する情報が集約される検察庁におけるヒアリングによれば、サンパウロ州で2007年において提起された公共的民事訴訟(81条訴訟を含む)は約1000件であったということであり、相当程度の訴訟提起がなされているものといえる。

もっとも、各団体の活動規模、消費者保護分野における権限などの違いから、以下のとおり、81条訴訟の利用の実情については差異がある。

(2) 検察官及びプロコン

行政権を背景とする検察庁やプロコンについては、ブラジルの民事訴訟手続が極めて時間を要するものであるということもあって^{*27}、法令違反による行政罰を背景として訴訟外

*24 民事訴訟法273条。明白な証拠があり、かつ補償不能の損害または補償が困難な損害のおそれがある場合等において、裁判官は訴状における請求の全部または一部を繰上げて行うよう命じることが出来るものとされている。なお、後記3具体的な事例で紹介する「シェリング社」の事例を参照されたい。

*25 後記3具体的な事例で紹介する「アドヴェンチスタ病院」の事例を参照されたい。

*26 消費者保護法 42 条、なお、後記3具体的な事例で紹介する「アドヴェンチスタ病院」の事例を参照されたい。

*27 調査の際に二宮弁護士の紹介により日系裁判官であるサンパウロ州第1審裁判所トニア・ユカ・コロク判事を非公式に訪問させていただいてサンパウロ州の民事裁判の現状を伺ったところ、サンパウロ州における裁判官1人の平均手持ち事件数は約8000件とのことであり、1審判決までに数年から10年程度かかることはごく通常のことであった。また、司法予算が少なく裁判所の人的リソースが限られていることも訴訟審理に時間要する一因となっているようであった。

で問題を解決することが多くなっているようである。例えば、サンパウロ州のプロコンが2007年に提起した81条訴訟は2件であり、消費者団体であるIDECよりも少ない。また、検察官も公共的民事訴訟を積極的に提起してはいるものの、環境保護分野と比較して消費者保護分野ではそれほど活発に活動はしていないことである。

とはいっても、事業者団体からのヒアリングによれば、消費者保護に関しては行政による活動の方が活発であるという印象を持たれているようである。また、実際にもプロコンに対して消費者から寄せられる相談の数は極めて多いようであり、消費者被害の解決全体において果している役割から見れば、行政の役割が非常に大きいことは否めない。

(3) 消費者団体

ブラジルの消費者団体は検察庁やプロコンのような行政権限こそ有してはいないが、消費者保護法によって付与された提訴権限を活用し、消費者から寄せられる情報を元にして活発に訴訟を提起している。

サンパウロ州にある消費者団体の一つであるIDECによれば、同団体における公共的民事訴訟の手持ち事件数が約150件のことであり、ブラジルにおいては1件あたりの訴訟審理にある程度の時間を要していることを考慮しても、訴訟に持ち込まれるような案件については消費者団体が一定の役割を果たしているものと考えられる。このことからすれば、ブラジルの集団的権利保護訴訟において消費者団体が果たしている役割は決して小さくはないということは言えよう。

(4) 各訴訟提起主体間の協働

ブラジルでは、行政罰等の活用による訴訟外での解決も含め、行政や消費者団体等の複数の主体が、それぞれに与えられた制度や権限を活用して独自に消費者被害の防止や被害救済、不当収益の剥奪を図りうる制度となっている。さらに、それぞれの主体が独自に活動するだけでなく、お互いに連携しあい、もしくは共同で一つの事案に対処していることも多く見られるようであり、これもブラジルにおける集団的権利保護システムの一つの特徴として指摘しうるであろう。

(5) 事業者側からの評価

事業者側からは、81条訴訟自体に対してはそれほど否定的ではなく、どちらかといえば行政が一方的に課徴金等の規制権限行使するようなやり方に対する不満が強く、むしろ、消費者団体等による81条訴訟の方が公正であるとの認識のようであった。

(6) 集団的権利保護訴訟制度が消費者保護において果している役割

今回の実情調査によって明らかになってきたことは、ブラジルにおける消費者保護においては、集団的権利保護訴訟制度が一定の役割を果しているということである。

もつとも、ブラジルの司法制度が必ずしも十分ではないことから、訴訟を通じた解決には一定の限界もあるようであるが、行政との協働などによる訴訟外での解決、仮の救済などによって早期の解決が図られることもあるようであり、集団的権利保護訴訟制度による提訴権の存在が一定のバックボーンになっているものと考えられる。

また、公共的民事訴訟法により創設された特別基金の存在は、集った基金を十分に活用できていないという憾みはあるものの、被害者が明確でない事件であっても事業者が得た不当な利得を吐き出させる方法が提供されることにもつながっており、事業者に対するサムライ精神という観点から見ても、非常に大きな役割を果しているものと考えられる。

3 具体的事例

(1) 拡散的利益または権利に関する具体的事例

- ① 湾内の水が汚染され、これを是正する必要がある場合に、汚染者に対する湾への化学廃棄物の排出禁止、フィルターの設置の強制、過去の行為で汚染された水の浄化環境に対して生じた包括的損害に対する賠償請求、等を求めた事例。
- ② 広告内容の真実性に疑義がある場合に、当該広告の差止め、広告者の費用による訂正広告の表示、消費者に対して生じた包括的損害に対する賠償請求、等を求めた事例。
- ③ 政府や自治体が、特に生活に困窮している世帯のために、公共的料金の全部又は一部を負担する政策をとろうとしたが、その基準が適切でないため、かかる基準の是正を求めた事例。
- ④ 政府が特定の委員会に対し、遺伝子組み換え食品の安全、販売及び消費に関する規則の制定を求めた事例²⁸。

(2) 集合的利益または権利に関する具体的事例

- ① サンパウロ州検察庁と保険会社との間で和解が成立したが、当該和解条項の内容では、多数の消費者が損害を被ることから、和解契約の無効を求めた事例²⁹。
- ② プロバイダー側の事情により、長時間通信ができなくなった場合に、これを是正する措置や代替手段を求めた事案。
- ③ 生命保険契約の一方的な改訂・解消を可能とする約款が存する場合に、当該条項の無効や変更を求めた事案。
- ④ 保険会社が提案した健康プランの保険料率を計算するにあたり、約款上に記載されたインフレ補正率が高額に過ぎるとして、当該条項が無効であり、公的機関が掲げるインフレ補正率を利用することを求めた事例³⁰

(5) クレジットカード会社に対する訴訟

分割払いにした際に適用する金利に関する条項が、ブラジルの法律による上限を超えるため、当該超える部分の合意は無効であるとの確認を求めた事例³¹。

(3) 同種個別の利益または権利に関する具体的事例

- ① 会員制を利用して、会費による医療サービスを提供していた医療機関が、物価上昇率を大幅に超える会費増額を行ったため、違法に徴収した会費相当額等を請求した事例³²。
- ② 航空部門の混乱(例えば、ストライキ)により、飛行機のフライトが遅延又はキャンセルと

*28 詳細は消費者団体 IDEC 議事録を参照のこと

*29 和解により不利益を被った個人が、本来得られるべきであった金銭の支払を請求する場合は、同種個別の権利に基づく請求となる。

*30 詳細は消費者団体 IDEC 議事録を参照のこと。なお、無効とされる契約条項に基づいて既に掛金を支払った個人が、当該条項が無効であるとして、本来支払う必要のなかった掛金相当額の返還を求める場合は、同種個別の権利に基づく請求となる。

*31 詳細は消費者団体 IDEC 議事録を参照のこと。なお、法律上の上限を超える金利相当額を支払った個人が、当該条項が無効であるとして、本来支払う必要のなかった超過金利相当額の返還を求める場合は、同種個別の権利に基づく請求となる。

*32 詳細は、後記(4)請求の実例①を参照のこと。

なった場合に、航空会社等に対し、物質的な支援や金銭的な支援を求めた事案^{*33}。

- ③ ブラジルで、銀行の定期預金の金利は、政府が公表したインフレ率により補正することとなっていたが、銀行が適切な補正を行わなかったので、補正がなされれば支払われるはずであった金銭相当額の支払いを求めた事案^{*34}。
- ④ 企業が粉末経口避妊薬として販売した商品の一部が、ただの小麦粉であることが判明したため、当該企業に対し、被害を受けた者が医療機関を無償で利用できるようにすること等を求めた事例^{*35}

(4) 請求の実例

① アドヴェンチスタ病院の不当条項事例

原 告: サンパウロ州(ただし、プロコンの要求による)、サンパウロ州司法及び市民防衛局

被 告: アドヴェンチスタ病院

提訴日: 2006年7月8日

事案の概要:

アドヴェンチスタ病院は、毎月会費を支払うことによりヘルスケアサービスや医療サービスを提供するという会員を募集していた。この会員規約にはインフレに対応するための会費調整条項が設けられていたところ、1995年ころアドヴェンチスタ病院が当該条項に基づき物価上昇率を大幅に超える会費増額を一方的に行ったという事案。ブラジルの法律では、インフレ対応の価格調整条項については、年単位でのインフレ率に基づくことを基本とし、これより不利な内容の調整条項については無効とするものとされていたが、アドヴェンチスタ病院の会員規約にはそのような会費調整幅の制限は設けられていなかった。また、消費者保護法でも、消費者に不利で濫用的な条項や事業者に一方的価格変更権を認められるような条項は無効と規定されていた。

請求の概要:

事案の概要のとおりアドヴェンチスタ病院の会費調整条項は法令違反で無効であるとして、まず、以下の仮の差止(公共的民事訴訟法12条及び84条3項)を求めた。

(1) 法令違反となる1年以下の期間による価格調整の即時禁止及び違反行為1回につき2000レアルを支払うこと

(2) 病院に生じる経費を一方的に会員に転嫁することを即時禁止(ただし、訴訟係属中の間)。ただし、提供されるサービスの水準は低下させないこと。違反行為1回につき2000レアル支払うこと

その上で本請求として、以下のような請求を行った。

(1) 病院が会員から違法に徴収した金額を消費者保護法42条に基づき2倍にして返還すること

(2) 会員規約の価格調整条項を適法かつ明確なものに修正すること

*33 詳細は、サンパウロ弁護士会議事録を参照のこと。

*34 詳細は消費者団体 IDEC 議事録を参照のこと。

*35 詳細は、後記(4)請求の実例②を参照のこと。なお、報道機関を通じ、製品の危険性等を告知すること、被害者集団に対する慰謝料を求めている部分は、集合的権利に関する請求となる。

- (3)会員の合意なく経費を会員に転嫁しないこと
 - (4)経費転嫁のための価格改定は、会員に対してあらかじめ詳細に明示された内容に従い、かつ会員の明示の同意を考慮すること
 - (5)訴訟費用及び弁護士費用の負担
- 及び原告は、利害関係者に告知し、検察官にこの訴訟を監督させるため、消費者保護法94条に基づく公告を要請する。

②シェリング社の経口避妊薬の事例

原 告:サンパウロ州、プロコン

被 告:シェリング社

提訴日:1998年7月2日

事案の概要:

シェリング社は「MICROVLEAR」という経口避妊薬を製造している会社である。同社が新しい包装機械の試運転のために小麦から作ったダミーの薬を用いたところ、そのダミー薬の入った包装(約60万錠分)が間違って流通してしまったため、避妊に失敗した女性が出るなどの被害が出た事案。シェリング社は、被害報告を使用者から受けて問題を認識した後も消費者に対する十分な情報提供を怠っていた。

請求の概要:

原告らは、被告の不当な商品を流通させた行為には注意義務違反があり、その後の対応についても事業者の適切な情報提供義務を定めた消費者保護法違反となるとして、以下のような請求をした。

- (1)被害を受けたと思われる人々に、適切な情報、検査、助言を得られるような公平な医療機関を無償で利用しうるようにすること
- (2)新聞やテレビ、ラジオにより、製品の危険性及びその有無の判断方法、上記の医療機関へのアクセス情報等を告知すること
- (3)前2項の義務を怠るときは、一日あたり最低1万レアルを支払うこと
- (4)被害者集団に対する精神的賠償として、最低100万レアルを公共的民事訴訟法による基金に支払うこと
- (5)この訴訟により生じた費用を支払うこと

及び民事訴訟法273条に基づく仮の救済を求める。

③エクセルリーシング社他リース会社の不当条項事例

原 告:サンパウロ州弁護士会

被 告:エクセルリーシング社他リース会社、ブラジル連邦政府、ブラジル中央銀行

提訴日:1999年2月4日

事案の概要:

エクセルリーシング社他リース会社と顧客との自動車リース契約書には、市場で日々変動するドル指数を利用して毎月の割賦金額を調整する旨の条項が存在した。ドル指数を利用する方法は、当時、ブラジル国内で用いられていた他のインフレ指数よりその変動幅が遙かに大きいことが指摘されていた。

ブラジルでは、1994年7月1日から、経済政策の一環として「レアル計画」と呼ばれる新しいインフレ抑制政策が実施され、新通貨(レアル)を固定化された為替レートにリンクし、

一レアル=一ドルと固定する施策を指向していた。当該経済政策の目的はインフレの抑制にあり、当初は一定程度の成果を上げていたことから、ドル指数と他の指数の相違は顕在化しなかつた。

1998年の終わり頃、ブラジルの経済政策が変更され、為替レートの固定化制度が撤廃された。このため、1999年1月より、ドルとの関係で、レアルの切り下げが生じた。例えば、当時ブラジル国内で一般的に利用されていたインフレ指数(IBGE—Brazilian Institute of Geography and Statistics—)によれば、当該月のインフレ指数が0.42パーセントであったのに対し、ドル指数は、当該月のうち1週間で45パーセント以上の増加を示し、両者の乖離は著しいものとなっていた。

レアル計画実施時、自動車取引においては、税制上の優遇措置を執ることで、売買契約ではなくリース契約を、単価となる通貨はレアルではなくドルで契約を締結することを奨励するかのような政策をとっていた。

しかし、上記のとおり、レアルの価値が下落したため、ドル建てでリース料を支払っていた消費者は支払いが困難となり、多数の消費者がドル建て債務の履行不能に陥り、自車を回収されたばかりか、残リース債務を支払えないという事態に追い込まれた。

請求の概要：

サンパウロ州弁護士会は、リース会社等を被告として

- (1) 消費者保護法に規定する「事情変更の原則」に基づき、各リース契約に規定するドル指数に基づいて割賦金額を確定する旨の条項が無効であること
- (2) 各リース契約における割賦金額の算定にあたっては、ドル指数ではなく、1999年1月に大幅なレアル切り下げが生じる前にブラジル国内で用いられていた一般的なインフレ指数又はブラジル国内における現実のインフレ状況を反映する他の法的な指標等を用いるべきこと
- (3) その結果、1998年12月以降、消費者は(2)で決定された指標により算定された割賦金額を裁判所が指定する特定の口座に支払えば、当該月の割賦金を支払ったのと同様の効果が与えられること(日本法における供託類似の制度と思慮される)
- (4) 1999年1月以降、ドル指数に基づいて消費者が各リース会社に支払った金員相当額と、(2)記載のインフレ指標に基づいて支払うべき金額との差額について、各リース会社が消費者に対して返還すべきこと

等を求めて、各リース会社等を訴えた。

1審では、一部の被告に対する訴えは棄却したものの、各リース契約における債務の計算方法については原告の主張を認め、かつ、かかる計算方法に基づいて債務額を算定した場合に、消費者が債務を支払い過ぎていたこととなる場合には、事業者に対し、かかる過払い額の返還を認めた。

なお、本件は2審係属中である。

4 日本法への示唆

(1)憲法の重要性

ブラジルにおける消費者保護法制は、消費者団体に対する幅広い訴権付与のほか、公益を担う検察官が直接事業者に対して訴訟提起したり、プロコンが行政罰を科したりするなど、

日本と比較して、消費者被害拡大防止や被害救済のための強力な権限が制度化されているといえる。

このような強力な消費者保護制度が設けられ、また、これを担う検察官等が強い使命感で取り組んでいる理由として、1988年ブラジル連邦憲法に①消費者の擁護(5条32号)、②集団的な権利擁護システム(5条70号b、129条3号)が明記されていることが挙げられる。この憲法における消費者の権利擁護規定の存在の重要性は、調査訪問先の検察官からも指摘されたところである。

日本においては、消費者基本法の基本理念(2条)、消費者庁及び消費者委員会設置法の消費者庁の任務(3条)の中に、消費者の権利の尊重が明記されるに至ったが、消費者の権利が基本的人権の一つであることを明確にした法律はまだない。

消費者の権利が日本国憲法13条、25条に基づく基本的人権の一つであることはすでに明らかである。憲法改正そのものには慎重な議論が必要であるが、消費者の権利が基本的人権の一つであることを、できれば憲法で、そうでなくても消費者基本法で明確に定めてこれを確認し、その上で国や地方自治体、そして国民が、これを基本的人権として尊重していくことを宣言することは、今後の日本の消費者法制や消費者行政を真に消費者の立場で推進していくうえで重要である。

(2) 消費者のための集団的訴訟制度

ブラジルの消費者のための集団的訴訟制度の特徴は、①「拡散的利益・権利」と、「集合的利益・権利」という、個別被害者を観念できず、損害賠償の個別分配が困難な、いわば社会や消費者全体あるいは一定の集団の利益・権利への侵害を観念して、これに対する損害の賠償を認めていること、②事業者から剥奪した不当な収益のうち、個別分配が困難な損害賠償金を特別の委員会が管理している特別基金に入れて消費者関係事業のために使用するとしていること、③個別被害者への損害賠償分配が想定できる「共通の原因から生じる利益・権利」に関する団体訴訟は事業者の責任判断をまず行う有責給付判決を活用した二段階構造を持っていることである。

①「拡散的利益・権利」あるいは「集合的利益・権利」の侵害に対する損害賠償

このような利益・権利の侵害を認めて、消費者団体訴訟の対象とすることは、違法収益剥奪には有意義であるが、損害賠償請求権の実体法上の根拠、なぜ消費者団体が請求権を有するのか、損害額をどう算定するか、など日本においては理論上の解決すべき問題が多いであろう。

② 個別分配が困難な損害賠償金を特別の基金に管理させる制度

このような基金はかつて日弁連も提案した制度である。オプトアウトによる消費者団体の損害賠償請求制度を認めた場合の分配後の余剰金の受け皿や、課徴金制度を導入した場合の受け皿として有用であり、これを消費者施策に活用する道筋を付けていく方向性は日本でも十分に実現に向けて検討すべきものである。ブラジルでの運用については充分に機能しているとは言い難いが、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則で定められた、適格消費者団体への資金確保の方策の一つとしても制度の詳細について検討していく必要がある。

③ 有責給付判決を活用した二段階構造の被害回復制度

個別被害者への損害賠償分配が想定できる「共通の原因から生じる利益・権利」の侵害

に対する消費者のための集団的訴訟では、有責給付判決を活用して、事業者に損害の発生に対する有責性と抽象的な金銭支払責任が判決において判断される。その判決の後に、被害者はこれをを利用して、被害額を個別に金銭請求をする二段階構造となっている。

このような有責給付判決を活用した二段階構造の被害回復制度は、消費者団体が事業者の有責性に関する訴訟に敗訴しても被害消費者に不利益が及ばないこと、片側的既判力が設定しやすいこと、損害には個別性が強いが責任については共通であるような被害事例について有用であること、対象として想定できる事案がオプトアウト型集団的損害賠償より広いこと、訴訟段階で被害回復も含めた和解が行われ早期解決に資する可能性があること、などの利点が見られる。一方で、二段階の訴訟手続が必要となることで手続きが煩瑣になったり、時間がかかる可能性があることの懸念もある。

このような二段階構造の被害回復制度は、その有用性から、日本においても中間判決を活用するなどして導入する可能性も考えられるが、ブラジルとの民事訴訟制度の違いや、ブラジルでの個別被害者への現実の被害回復に関する運用実績がなお充分に調査できていないこともあるので、引き続き検討していく必要がある。

(3) 行政罰(課徴金)制度

事業者の不当利益剥奪制度として、行政機関やプロコンの行政罰(課徴金)制度が効果的であった。行政罰(課徴金)制度は被害の抑止力としても効果を発揮している。このような行政罰(課徴金)制度を広く日本に導入することは、不当利益剥奪や被害の抑止に有用である。もっとも、これらの行政罰(課徴金)が、被害回復や消費者施策のために支出されることが検討されるべきである。

(4) 消費者団体と行政機関との共同活動

ブラジルでは、複数の制度のもと複数の主体が総合的に消費者被害の防止や不当収益の剥奪・被害救済を図る制度設計になっている。消費者団体や検察官、プロコンなど様々な立場の複数の主体が共同して1つの事案に対処していることが多い。消費者のための集団的訴訟も共同で行われているものが多くある。

の中でも、公益代表である検察官の権限が強く、81条訴訟の情報は検察官に集まり、検察官に一定の81条訴訟に関与する権限も設けられている。81条訴訟が適切に行われているかを監視する役割を公益代表である検察官が担っている制度設計となっている。ただし、検察官には十分な調査権限がないので、プロコンが検察官と共同してこれを補充する活動を行うなどの連携を取っている。

このように、情報収集や調査活動、共同訴訟などで、各機関が連携して、消費者の利益確保に大きな成果を上げている

日本においても、1つの被害に対して、消費者団体と消費者庁、国民生活センター、地方自治体が、それぞれの立場から、また、その立場を超えて共同の取り組みができるよう制度的な整備をしていく必要がある。

ただし、消費者団体への監視・監督強化など、消費者団体の自主性を損なうような制度とならないような配慮が必要である。

(5) 複数の不当収益剥奪・被害者救済制度の併存

消費者庁及び消費者委員会設置法の附則第6項で、3年を目途に不当収益の剥奪・被害者救済制度が検討されることが明記された。不当収益の剥奪・被害者救済制度は、消費者

団体訴訟、父権訴訟、課徴金制度など複数の制度が考えられるが、日本における不当収益の剥奪・被害者救済制度の在り方を考えるにあたって、これらの制度の中から一つに絞る必要はない。

ブラジルでも、これらの複数の制度が併存・総合して、それぞれの制度の長所を活用し、短所を補って、効果的な不当収益の剥奪と被害者救済を実現している。複数の不当収益剥奪制度、被害者救済制度が併存されていることに問題があるとの指摘は全くなかった。

日本における制度設計も、多様な消費者被害や禍害事業者の状況に応じて柔軟な対応が可能な新しい制度とすべきである。複数の不当収益の剥奪・被害者救済制度の制度設計を順次検討し、一定の必要性と有用性が認められるものであれば、そのいずれについても実現をしていくべきである。このように、複数の制度を効果的に組合わせることによって、総合的かつ実効的な不当収益の剥奪・集団的な被害者救済が可能となるのである。

第4章 議事録

1) 学者

○Dr. Kazuo Watanabe (サンパウロ大学教授) 聽取報告書

第1 聽取日時 2009年3月30日(月) 15時～18時

第2 聽取場所 RENAISSANCE Sao Paulo Hotel 1階ビジネスセンター
(Alameda Santos 、 2233 Sao Paulo)

第3 通訳者 二宮正人(サンパウロ大学法学部教授・ブラジル国弁護士)

第4 報告書作成者 平尾嘉晃

第5 聽取内容の要旨 以下のとおり

1 概要

消費者保護の法律は、かつても散発的に存在したが、1985年に公共的民事訴訟法が成立し、これが消費者保護の法律のルーツとなった。ただし、同法はもともとは消費者保護というよりも環境保全のためのものであった。そして、1990年に手続きなものをまとめ、消費者保護法が成立した。

ブラジルにおける集団的権利保護訴訟制度は、1985年の公共的民事訴訟法と1990年の消費者保護法の二つの法律を包括的に分析しないと理解はできず、同制度はマイクロリーガルシステムとして存在している。なお、同種個別の利益または権利に基づく81条訴訟は、1990年の消費者保護法によって初めてできた。これは、アメリカのクラスアクションを参考にはしているが、そのまま引き写したものではない。大きな違いとしては、ブラジルでは個人には当事者適格を与えていない。

【消費者保護法の条文(ワタナベ教授から提供された英訳コメント一覧からの仮訳)】

第81条 消費者及び被害者の権利及び利益に対する裁判上の保護は、個別的にも集団的にもなされうる。

補項 集団的な保護は、以下の権利が問題となる場合において、なされる。

1号 不特定の人々によって保持され、かつ事実状況により結合された利益または権利であって、不可分の本質を有し、この法律の目的に沿って超個人的なものとして理解される拡散的利益または権利

2号 内部相互間においてもしくは相手方当事者との関係において基礎となる法的関係を通じて結合されたグループ、カテゴリーもしくはクラスに属する人々によって保持されている利益または権利であって、不可分の本質を有し、この法律の目的に沿って超個人的なものとして理解される集合的利益または権利

3号 共通の原因から生じるものとして理解される同種個別の利益または権利

2 81条訴訟の類型

(1) 拡散的利益または権利に基づく81条訴訟(81条1号訴訟)

拡散的利益・権利とは、個人個人を超越し、かつ、不可分にあるものをいう。不確定の人々が利益・権利を持っているという関係。たとえば虚偽広告の場合、不確定の人々がだまされることになるが、誰がだまされるかについては特定ができない。

(2)集合的利益または権利に基づく81条訴訟(81条2号訴訟)

個人個人を超越し、かつ、不可分にあるものという意味では、拡散的利益・権利と、定義はあまり変わらない。たとえば、授業料、月謝を払っている、一つの学校の生徒集団という範囲の限定がある場合、集合的利益・権利のカテゴリーに入る。

(3)以上のとおり、拡散的利益・権利と集合的利益・権利は、一応別個のものであるが、同じようなものもある。そこで、たとえば、リベルアメリカにおける新しいモデル案では拡散的利益・権利と集合的利益・権利は、一つの定義となっている。

(4)同種個別的な利益または権利に基づく81条訴訟(81条3号訴訟)

3 同種個別的な利益または権利に基づく81条訴訟(81条3号訴訟)の性格

81条3項訴訟の判決は有責給付判決という類型に属する。したがって、確認の訴え、形成の訴えではなく、給付の訴えであって、認容判決には執行力があり、債務名義となる。

ブラジルの民事訴訟法では、給付の額を決定せず又はその目的物を特定しない、有責給付判決が認められており、このような判決については、執行の段階で価額決定の手続きが用意されている(民事訴訟法旧603条、現475A条)

【民事訴訟法の条文、いざれも旧法のもの^{*36}】

603条 判決が有責給付の価額を決定せず又はその目的物を特定しないときは、価額決定の手続が行われる。

補項 鑑定による価額決定及び事実又は要因が一件記録に存在しない場合の方法による価額決定において、被告の呼出しへ、一件記録において任命されている弁護士を通じて行われる。

608条 有責給付の価額を決めるため、新たな事実の主張及び立証が必要となったときは、事実又は要因が一件記録に存在しない場合の方法による価額決定が行われる。

609条 事実又は要因が一件記録に存在しない場合の方法による価額決定においては、本法典の第I巻に規定された通常訴訟手続が適用される。

610条 価額決定においては、争点を新たに議論し又は判断を下した判決を変更することは禁ぜられる。

81条3号訴訟の判決の場合は、被告の責任に基づく損害の発生を認定することとなり、具体的には「被告は、上記責任に基づいて発生した被害について賠償をせよ。」という給付判決となる。

そして、かかる有責給付判決後、個別被害者の行う個別訴訟とは、執行の場面での訴訟であり(民事訴訟法旧609条)、上記の価額決定の手続き(それに伴う訴訟)ということになる。

4 81条3号訴訟の特徴について(アメリカのクラスアクションとの相違点)

(1) 個人には訴訟適格はなく、一定の機関・団体のみにある。したがって「代表性」の要件は問題とならない(訴訟適格を持つ団体については、消費者保護法82条1号ないし4号)。

*36 条文の日本語訳は、藤井孝四郎・二宮正人編・訳「ブラジル民事訴訟法典」二宮正人法律事務所1998年による。

なお、82条4号は、「設立後1年以上を経過した法人格のある団体。」で、「その設立目的が、本法で保護された利益および権利の保護を含むことを要する。」とされている。原則的には適格団体については立法で決まっているが、その設立目的を裁判所が判断するという枠組みが残されている。したがって、その目的がふさわしくなければ、当事者適格が否定されることもあるし、法的に重要性が高いと判断されれば1年以内の団体でも、裁判所が認めるケースもある。

例えばマンションの管理組合。通常は、個人的なものに過ぎず、本法で保護された権利を目的とする団体ではないだろうが、低所得者用の大きな団地などの場合では、当事者適格が認められるケースもあり得る。

(2) 81条3号訴訟は個人が持つ権利に関与しない。

個人個人は、81条3号訴訟を受け入れて執行手続きをとっていてもよいし、これを受け入れず、別途、個人で訴訟提起することもできる。81条3号訴訟(81条1号訴訟、81条2号訴訟も同じ。)は、個人が持つ権利には関与しないため、クラスアクション制度のように、オプトインやオプトアウトなどといった発想はない。また、アメリカのクラスアクション制度では、オプトアウトする権利を保障するため、クラス全員に通知をすることが必要となるが、全員に通知するのではコストがかかりすぎ、訴訟維持が難しくなるという問題点がある。ブラジルの81条3号訴訟ではこうした問題は生じない。

- 5 81条3号訴訟においては、勝訴判決後、1年内に十分な数の個別執行の申立がなかった場合には、残余について、原告となった機関・団体が集合的に執行する権限が与えられている(消費者保護法100条)。ただし、この「1年内に十分な数の個別執行の申立がなかった場合」とは、誰が、どのようにして判断するのか?

判断権者は裁判所である。なお、十分な数とは評価を含んだ概念ではある。

十分な数かどうかを評価するにあたって必要な資料の収集については、その資料は通常被告側が有しているものと思われるが、原告が検察官等権限を持った団体の場合には、その権限を使って証拠提出されればいいだけである。権限のない民間団体でも裁判所を通じて、証拠開示や証拠保全などの手続きを通じて入手は可能である。

なお、81条の訴訟主体については、多くが検察官と思われる(90%くらい)。ただし、事件毎の分類でみると、環境問題関係はほぼ検察官が原告だが、消費者問題関係は検察官の占める割合は環境問題関係ほどではないと聞いている。検察官には、公共的民事訴訟法などによって強い証拠収集権限が保証されている。

- 6 81条3号訴訟の要件は「共通の原因から生じる利益または権利。」と定義されているが、「共通の原因」とはどういう意味か。

「共通の原因」とは、事実関係、又は、法律関係の同一性をいう。

この法的解釈については様々な解釈がある(報告者注 様々な解釈があるという点では刑事訴訟法の「狭義の公訴事実の同一性」の解釈のような状況。)。ただし、個人的には、結局、事実関係の同一性が重要な要素と考えている。法律関係の同一性もその基礎となるのは事実関係のはずであるから。

原因が共通していればよい。そのため、発生する結果については、長期にわたって発現す

るものも当然多くある。例えば、水俣病などは結果が何年も後になって、長期間生じる。また、飛行機の部品の欠陥の場合でも、何年にもわたって被害が出ることがある。

7 立証の問題

ブラジル法も日本法も立証の程度については差がないものと考える。

ブラジルでは81条の訴訟も、通常の民事訴訟も、立証において差があるわけではない。例えば、81条1号、2号訴訟の包括的損害賠償の認定においても、結局、現在の不特定多数に対する権利侵害状態を回復するために必要な費用ということになり、すなわち、原状回復に必要な費用や、その侵害状態がなければ得られていたであろう利益などを立証していくことになり、その算定方法については、厳密な算定が不可能であれば、鑑定を用いるなどして認定していくことになる。日本の場合も同様と思われる。たとえば、サントスの近くに工業地帯がある40もの工場を被告とした環境被害に関する81条1号訴訟がある。この場合、環境被害の算定は、元に戻すにはどれだけの費用がかかるかを検討し、この原状回復費用が賠償金額とされた。ただし、被告間の求償の問題はさらに難しい。負担割合の認定は困難であり、上記の事件も、負担割合に関しては40年以上たってもまだ訴訟が継続している。

ブラジルには、アメリカのようなディスカバリー制度はなく、証拠開示のシステムは異なる。ブラジルでは対立当事者構造ではなく、裁判官が口頭弁論において指揮を行って証拠を集めることで証拠の事前提出制度はあるが、訴訟提起後に証拠が収集されていく。必要であれば調査嘱託や文書提出命令などを活用していくことになる。

ただし、原告が検察官の場合には、前述したとおり、検察官には強い証拠収集権限がある。1985年の公共的民事訴訟法では、検察官が証拠を予備収集することができるシステムがある。

8 既判力の問題

消費者保護法103条1項、2項では、81条1号、2号訴訟において「証拠が不十分であるために請求が棄却された場合には、当事者適格を有する全ての主体は、新たな証拠を提出して、同一の訴訟を提起することができる」とされている。このような定めは、ブラジル法では、特別なものではない。通常の民事訴訟手続きでも通常一般的である。

なお、立法時にこの点が議論されたことはなく、又、企業側からこの点に関する反発があつたこともない。

ブラジルでは片面的既判力となっている。原告機関・団体が敗訴した場合でも、個別訴訟には既判力は及ばないが、事実上の影響すなわち裁判所に与える心証という意味では影響力がある。したがって、原告機関・団体が敗訴した案件では、当然、個別原告は訴訟を提起しにくいこととなる。

9 和解について

多くの和解で解決していると聞いている。当然、訴訟前もあれば、訴訟提起後の和解もある。約52%が和解で終了しているというデータもある。

企業側には、81条訴訟制度が大きなプレッシャーとなっており、改善努力を促す大きなインセンティブになっていると考えられる。

2) 事業者団体

○Associação Nacional de Fabricantes de Produtos Eletroeletrônicos(ELETROS)聴取報告書
(団体のホームページアドレス <http://www.eletros.org.br>)

- 第1 聽取日時 2009年3月31日 10時から12時
- 第2 調査場所 ELETROS(エレトロス)事務所・会議室
(Rua Alexandre Dumas、1901 - 4º andar - Bloco B São Paulo - SP)
- 第3 聽取先応対者 Lourival Kiçula(エレトロス会長)
Ricardo Vieira Gerosa(JVC ブラジル社所属。エレトロス内の
消費者保護・テクニカルアシスタント委員会の委員長)
José Mariano Filho(パナソニック・ブラジル社所属)
Fernando(弁護士)
Pedro Paulo(弁護士)
- 第4 通訳者 二宮正人(サンパウロ大学法学部教授・ブラジル国弁護士)
- 第5 報告書作成者 川村暢生
- 第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

1. 組織概要について

- 設立:20年以上前
- 構成:電子・電器・家電の業界団体。27社で構成(うち5社が日系企業)
- 目的:国家の産業発展に寄与し、環境保護を市場経済の中で行う。投資の促進と雇用を創出。競争力ある商品を生産し、国内・国外市場に提供する。コスト削減により、品質を良くし、消費者のニーズに応える。

2. 1990年消費者保護法成立の経緯・意図について

- ・1988年憲法定前は、消費者保護や環境保護は二の次であった。
- ・憲法定委員会において、民主的社會での前提として消費者保護や環境保護の価値を取り入れていくことが議論され、88年憲法に消費者保護の明文の規定が設けられた。
- ・88年憲法を具体化するために、1990年に消費者保護法を制定し、81条訴訟や個人による個別訴訟の制度が作られた。

3. 立法時の想定状況と現状との齟齬について

- (1) 個人による個別訴訟の割合が多い
- ・81条に基づく集団的訴訟というのが本来の法律の狙いであったのだが、現実には、個人による個別訴訟が多い。
 - ・消費者訴訟は、81条訴訟がほとんどなく、個人訴訟が多い。
 - ・環境保護訴訟については消費者保護とは異なっており、ほとんどが81条訴訟であり個人訴訟がない。
- (2) 様々な主体による81条訴訟によらない介入・摘發
- ・消費者保護を目的とする様々な団体もしくは政府機関が、法律の施行後に消費者利益の

保護主体として介入してくるようになった。

- ・インメトロ(注・メートル法を規制し遵守させるための機関。日本のJASやJISに類似の機関)が、工業製品の品質をも管理するようになっている。IDECのような消費者団体ばかりではなく、プロコン、検察庁、法務省などの行政機関も、それぞれ消費者保護・環境保護の番人のような役割を自任している。
- ・その現象の最たるもののが、アチバーヤという市の市議会が、自ら消費者保護委員会をつくり、アチバーヤ市議会の名前でプロコンとは別個に独自の摘発活動をしていることである。これは、法的には許容されていることではあるが、立法機関である市議会が、立法活動以外に事業者摘発まで行うことは誰も想定ていなかつた。
- ・市議会による事業者の摘発は、消費者保護法81条とは関係のない行政権限に基づくものである。88年憲法に消費者保護を行える主体として、立法議会が含まれていているため市議会も主体となることができるるのである。

(3) 行政機関による81条訴訟によらない摘発の多発性

- ・消費者保護のための訴訟を法制化したが、消費者団体による訴訟が少ないために、インメトロのような政府機関が、法律違反の製品を製造したことに対しては行政罰(課徴金)を科すことが多い。立法者が、公共的民事訴訟法や消費者保護法で予定していた訴訟の形と、実際の現実がかなり異なっている。
- ・行政機関は、違反を摘発して行政罰(課徴金)を科すという権限行使して問題の解決にあたる。仮にその権限が与えられていなければ81条訴訟を提起することとなるのであろうが、実際には81条訴訟を提起することとはならない。
- ・本来であれば81条訴訟の対象となるべき事件、例えばチョコレートの缶の正味料が40グラムだったところ、この正味料を30グラムに変更したのに、名称だけ変えて前の40グラムのときの値段で売っているような事件について、消費者保護法制定時には、消費者団体が製菓会社を相手取って81条訴訟の対象にすることが予想されていた。しかし、実際は、政府機関が、消費者団体に先んじて摘発を行っている。
- ・自動車のリコールについても同様である。本来であれば81条訴訟の対象となってしまるべきであるが、リコールをすること自体が処罰であると考えられており、せいぜいリコールをした上で、行政罰(課徴金)を支払うことで終わっている。この行政罰(課徴金)を自動車会社が、プロコンやインメトロ等に対して支払い、81条訴訟までに至らないのが現状である。
- ・我々の業界(電子・電器・家電)では、これまで81条訴訟は1件もない。自動車産業では、リコールに關係して若干あるが、これも81条訴訟にはなりにくい。

4. インメトロが行政権限に基づいて行った摘発の例について

- ・テレビ受像器では画面の大きさは通常インチで表示されるが、これをセンチメートルで表示すべきであると指摘した事例
- ・テレビ画面の対角線を実測したときに表示されたインチに満たない場合があると指摘した事例
- ・オーディオ製品について、消費者がほとんど気にしていない音響の最高限度と最低限度という非常に技術的に、カタログの表示通りになっていないとして行政指導をした事例。
- ・日本とは異なり、この行政指導に従わないと行政罰(課徴金)があるので、行政レベルであるが、業界としては戸惑うものである。

5. 行政罰(課徴金)の金額について

- ・ブラジルの行政罰(課徴金)の額の下限は最低賃金1か月分と同額(注・聴取時では465レアル=約2万円)とされており、上限は100万レアル(約4500万円)である。この幅の中で監督官が恣意的に行政罰(課徴金)額を決めるため、事業者団体としては困惑する。
- ・同種の違反を繰り返した場合には、課徴金額が高額化する。

6. 行政機関が行政罰(課徴金)ではなく企業に一定の措置を命じる制度について

- ・自動車が顕著な例であるが、リコールに加えて、改善命令が出されることがある。これは自動車だけではなく、電化製品でも同様である。
- ・例えば、トイレットペーパーの長さを短く変更するときには、包装面積の20%を使い、3か月から6か月の間、短く変更したことを消費者に告知しないといけないこととなっている。

7. 訴訟及び行政罰に対する事業者団体の対応について

- ・個人がある会社に対して訴訟を起こすと、業界共通の利益を守るために同業他社が結束して共同歩調をとる。
- ・エレトロスの場合、会員会社が個別に訴えられれば、直ちにエレトロスに持ち込まれ、他社も当該紛争の検討を行い、また経営者団体でも検討しあうようになった。
- ・行政機関による行政罰(課徴金)が科された場合、行政罰(課徴金)は高額であるため1社では対応できず、業界団体に持ち込み共同歩調をとり、行政レベルの異議申立を行うことがある。
- ・行政手続における異議申立は二審制度である。
- ・まず、行政罰(課徴金)を課した行政機関に対して再考を申し立てるが、ほぼ100%当初と同じ判断が下されることとなる。
- ・次に、同じ行政機関の中でも、消費者や業界代表など行政外部の人間も委員となり、より公平な委員会に異議を申し立てる。ここでは異議が認められることもある。
- ・審判で異議が認められなかった場合は裁判に訴えることになる。裁判所での審理では、行政罰(課徴金)の金額が相当減額することも多い。

8. 事業者団体の行政による摘発と消費者団体による消費者訴訟に対する考え方について

- ・88年憲法以前は、消費者の立場は無視されており、製品に欠陥があったとしても、これを救済する行政機関はなく、企業に対して訴訟を提起するしかなかった。軍政が終わり、新しい憲法のもとで、新しい消費者保護法が成立した。確かに、法律の運用に関して言えば、流れが間違った方向に行っている。しかし、この消費者保護法があること自体は、事業者側としても非常に評価している。この法律に立脚して、企業としても欠陥があるとしても補正すること等が予定されている。我々としては、この法律の趣旨を徹底した方がお互いにとってよいと考えている。
- ・ただ、我々の不満は、立派な法律があるのに、その運用において、行政機関の権限が強くなっていることである。インメトロ等が、本来の存在意義を超えて、消費者保護に傾倒しすぎており、行政的な違反に対して、高額の行政罰(課徴金)が課せられる。企業や事業者団体としては、その対応に費用と労力をかけざるをえないが、これは生産的ではない。

・その意味では、消費者団体や消費者個人から81条訴訟を提起された方がよいと考えている。

9. 消費者保護に行政が介入する原因について

(問) 消費者保護に行政が介入してくるのは、行政が住民の声によく耳を傾けているということか、あるいは何らかの圧力団体等が行政を動かしているのか。

(答)

・総合的に考えなければいけない問題である。消費者の声は重要であり、それが消費者団体の声となり、それが政府を動かし、ひいては行政機関が強力となつた源である。

・また、金銭的な問題がある。企業から行政罰(課徴金)を徴収することは、即ち行政の財源となるため、政府は監督機関を強力化することになる。サンパウロ州のプロコンに至っては独立行政財團であり、徴収した課徴金を自らの財産としている。

10. 消費者保護分野に比較して環境分野における集団的訴訟の多発性について

(問) 消費者問題と異なり環境分野では行政が余り介入してこないということか。

(答)

・これは個人と社会という文化論にまで発展する問題である。

・例えば、消費者保護においていえば、自分の使っている製品が壊れたという場合、多くの人が自分のこととして主張を行う。個人で使っているものであれば、直ちに製品の補償を要求する国民性がある。これに対して、環境保護については、自分の家の横を流れている川がたとえ汚れた川であっても、自分には余り関係ないと思っている人が多い。公共善を追求するということについては無関心であるのに対して、個人的な利害については関心が高い。だから、環境保全の話になると、他人任せになり、集団的訴訟となるのである。

・行政機関においていえば、イバマという環境保全のための連邦政府機関もあるが、広いブラジルの国土では、例えば違法な森林伐採についても到底目が届かない。従って、行政機関の力は弱いといわざるを得ない。ただ、サンパウロ州における環境保護行政については、サンパウロ州基礎衛生技術公社(CETESB)がある。ここは公社ではあるが、監督権限があり、州政府として環境行政を司っている行政機関である。ここは住民からの訴えも聞くし、住民からの声を聞いて、企業に対して罰金を科したり告発したりすることも行う。

・このように、環境分野において行政が弱い、介入してこないとは一概にはいえない。

11. 実際に消費者に一定の被害が生じたときの被害救済方法について

・被害者である消費者は、裁判所に直接訴えることもできるし、プロコンに持ち込んで問題を解決することもできる。プロコンに持ち込んで解決することの方が多い。

・注意すべきは、製品自体の瑕疵の問題と、瑕疵によって引き起こされた拡大損害の問題とは全く異なることである。プロコンに持ち込まれるケースの大部分は製品自体の瑕疵の問題である。この場合の時効期間は、問題発生時から90日である。拡大損害の問題は、プロコンでは対処できず訴訟に委ねられる。この場合の時効期間は5年である。

12. 事業者団体から見たブラジルの消費者団体の印象について

・ブラジルにおいては消費者団体が弱いという印象を受けるかもしれないが、客観的に見ると必

ずしもそうではない。消費者団体は、自ら裁判を起こさなくとも、消費者団体が消費者の声を代弁して、プロコンを動かして企業を摘発してもらうこともできるからである。

- ・また、プロコンは、訴額が最低賃金20か月分(注・聴取時では9300レアル=約40万円)までの少額訴訟であれば、消費者が、直接または消費者団体を通じてプロコンに行けば、弁護士に委任しなくても(注・ブラジルは労働訴訟以外は原則として弁護士強制主義である。)、相手方を呼び出すことも行う。弁護士が必要であればプロコンが用意する。
- ・このように、消費者の立場からすれば、相手方を追及しやすくなっている。行政を通じてでも、裁判を起こしてでも結果が迅速に出る。
- ・消費者団体が弱いというより、行政が強すぎるということは間違いない。「行政は裁判所より強力な権限を持つようになってしまった」という批判もある。

13. 片面的既判力についての企業側の評価について

- ・日本では理解しにくいだろうが、矛盾を孕んだ法律は消費者保護法81条だけではなく、他にもある。
- ・法律が制定されたときには、事業者側もあまり深く考えなかった。しかし、法律が運用されていくなかで不都合な箇所が見つかった。では、どうしたらよいかというと、まだそこまでは至っていないというのが実情である。

3) 消費者団体

- IDEC (Instituto Brasileiro de Defesa do Consumidor/ブラジル消費者保護協会)

聴取報告書

- 第1 聽取日時 2009年3月31日 15時～17時
- 第2 調査場所 IDEC会議室
- 第3 聽取先応対者 Marcos Rodrigues Diegues (法律補佐)
Maria Elisa Cesar Novais (弁護士)
Juliana Ferreira (弁護士)
- 第4 通訳者 二宮正人(サンパウロ大学法学部教授・ブラジル国弁護士)
- 第5 報告書作成者 江野 栄
- 第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

1 組織概要について

- 1987年設立のNGO。いかなる企業、政府機関、政党との結びつきはない。

○目的:消費者の権利を擁護

- 消費者訴訟の遂行、
- サービスや製品のクオリティの改善促進
- 持続可能な消費のためのスタンダードの改善
- 消費者の意識と参加を刺激して民主主義を強化すること

- IDECは、消費者という概念を、購買力があつて市場に参加する者だけには限定しておらず、購買力に欠けるため生活必需品、サービスにアクセスできない者も含む。

○活動内容:消費者関係の向上のための研究調査

- キャンペーンの促進、世論の喚起
- 企業や政府への圧力活動
- 消費者関係の公共政策に関する国内外のフォーラムに参加
- 月刊誌 Revista do IDEC (1万部)の発行(製品テストの結果などを掲載。広告収入はない。)
- 書籍の出版

- 会員: 1万人(議決権のある会員とない会員がある。法人は会員になることができず個人会員のみ。)

- 総会が最高意思決定機関であり、理事を選出する。

- 理事会(理事8名)の下に執行役員会があり、それを補佐する補佐役がいる(法律担当、マーケティング担当、広報担当、技術担当、政府・業界団体との連絡担当)。補佐役の下に

製品テスト、法律家、広報など 5 つの専門家グループがある。執行役員以下の職員は有給。

○年間予算: 200 万ドル(60 %が会費収入、その余は政府や非政府団体から委託を受けた研究プロジェクト費)

○職員: 67 名の有給職員(51 名が女性。日系人 2 名)

○ Consumers International (CI) のメンバーであり、IDEC の Marilena Lazzarini が CI の会長を務めた。

2 ブラジル実務における公共的民事訴訟法の概要

○アメリカのクラスアクションがそのままブラジルに持ち込まれたものではない。

○法的根拠(Constitutional and Legal Provisions)

① 1988 年連邦憲法 5 条 21 項(団体の訴権を認めた規定)

32 項(消費者の権利保護規定)

129 条 3 号(集団的利益を保護するため民事の調査の開始と公共訴訟の提起をすることが検察庁の制度的職務とされた)

経過規定 48 条(消費者保護法を作ることを決定)

② 1985 年法律 7347 号: 公共的民事訴訟法(拡散的権利、集合的権利の保護)

③ 1990 年法律 8078 号: 消費者保護法(手続規定のほか、拡散的権利、集合的権利、同種個別的権利を定義)

○集団的訴訟×個人訴訟(Collective Actions x Individual Actions)

集団的訴訟の方が手続の平等が保たれ、より実効的に裁判にアクセスできる(access to justice)。裁判官の裁量と権限が大きい。

○ブラジル集団的訴訟法典の起草(Elaboration of Draft of Collective Actions Code)

集団的保護に関するブラジル法の規定を統合すべく、ワタナベカズオ教授らの委員会でブラジルにおける集団的訴訟法典の草案が議論されている。

基本原則は、管轄権の拡大、集団的保護の合理的期間の存続と優先性、訴訟経済、広範囲の広報、集団的訴訟の義務化、最後まで行うこと、善意原則の具体化、集団的保護への政府による最大の支援、裁判所に専門部をつくること。

○拡散的・集合的・同種個別的権利の説明、共通の原因(Common Origin)の説明については他の訪問先と同様の内容のため省略する。

○同種個別的権利についての集団的訴訟(Collective Actions for the Defense of

Homogenous Individual Rights)

同種個別的権利を防御するための集団的訴訟は、アメリカの損害を求めるクラスアクションが翻案されたもの。

集団的保護と正義の実現のため、優越性の要件が必要。集団的訴訟の必要性・有益性・適合性が分析される。個人の損害賠償を行うためには、判決がでた場合に、訴訟金額の確定の訴えが必要。訴訟物価額を定めないで責任を決めて、その後、個人的な損害を決めるための新たな手続きである。被告の住所地に普通裁判籍があるが、消費者訴訟については、原告の住所地でもできる。したがって、企業は、原告の住所地で防御する必要がある。賠償額の決定の手続についても原告の住所地で行うことができる。

まず、民事訴訟法を念頭に置くこと必要。それから 1985 年公共的民事訴訟法と 1990 年消費者保護法の特別規定が適用される。管轄裁判所が重要。損害が生じた、生じるであろう場所が管轄地。競合管轄としては、各州の州都、首都の裁判所は、損害が州や国に広がる場合には、管轄をもつ。Itao 銀行に対する訴訟は、本店所在地であるサンパウロでもできるし、損害を与えた場所でもできるし、ブラジリア連邦区でもできる。

○既判力(Res Judicata)

1 Erga Omnes

拡散的な利益・権利についての判決には、Erga Omnes という効果がある。たとえば、河川を汚染した当事者は、河川は色々な都市を流れてるし、農業で利用され農産物に悪影響を与えた場合は、水を使って有害な効果が生じたもの全員にその効果が及ぶ。例えば検察庁が、拡散的な利益を追求するための訴訟を行った勝訴判決については、同種個別的権利をもつ個人はそれを利用することができる。団体訴訟である場合には、国や自治体や銀行が被告である場合や健康保険が対象である場合があるが、個々人はあらゆることについて情報を持っていない。団体も持っていない。そのため、裁判官は、証拠不十分のため、請求を棄却することがある。本案を吟味して棄却した場合には既判力が生じ、争えないが、証拠不十分の場合には、新証拠を提出して、新たな訴訟を提起することができる。

2 Ultra Parties

集合的権利についての判決には、Ultra Parties という効果がある。効果が及ぶのは団体、組合、クラスに限定される。この場合も、証拠不十分である場合には、効果が発生しない。他の団体等に対しては先例になるだけで判決の効果は及ばない。

3 Erga Omnes

同種個別的権利についての判決には、勝訴した場合に限り、Erga Omnes という効果があり、被害者やその相続人はそれを利用することができる。敗訴した場合には被害者には効果が及ばない。

○当事者適格(Standing to Sue)

連邦政府、州、連邦区、行政機関、公社、公団、設立から 1 年以上経過した団体であって、寄付行為や定款に消費者保護を目的としていることが定められている団体に当事者適格がある。

○検察庁の役割(The Public Prosecutors Acts)

検察庁の役割は、ブラジル連邦憲法 127 条に規定されており、常置機関である。国家の裁判機能において、主要な役割を果たすもので、法的秩序を防御し、民主主義制度、個人の不可分の権利を擁護する。

検察官は、公共的民事訴訟を提起する原告適格があり(憲法 129 条 3 号)、原告となつてない場合でも、法律の番人としてあらゆる公共的民事訴訟に参加が義務づけられている。ある団体が、公共的民事訴訟の遂行を放棄するということがあるとすれば、検察庁がその団体にかわって、訴訟を継続する。アメリカの検察官は国の代理人としてでてくるが、ブラジルの検察官は国から独立して公的利益を代表する点が違う。

○執行(Enforcement)

有責給付判決に対し、被害者又はその相続人は、個別に執行の申立てを行うことができる。同種個別の権利については、ある州での裁判所で出された判決につき、他州の被害者は他州の裁判所でも執行の申立てができる。しかし、拡散的権利に関する判決は裁判地においてしか執行できない。1 年以上執行がない場合は公的団体が申立てをしてファンドに組み入れることができる(Fluid Recovery)。

○集団的執行(Collective Enforcement)

拡散的権利の訴訟に関しては 1985 年の公共的民事訴訟法で規定されている排他的集団的執行をする。回収した資金は FDD (拡散権利ファンド) に組み入れ、これを管理する委員会に IDEC も加わっている。

○北米システムとの比較(Comparison with the North-American System)

証拠収集手続きがない。

政府機関や団体が起こすことになっている点が違う。

訴訟の条件である正当性や法的な可能性が必要。アメリカとは異なる。

3 集団的訴訟の実例

○健康保険

Amil 社という保険会社に対し、同社の 1999 年 1 月までに締結された任意の健康保険契約(ブラジルでは公的健康保険制度が脆弱なため私的健康保険に加入することが多いとのこと。)には、明確でわかりやすい保険料率、すなわち、政府機関が公表した数字に基づくインフレ補正率を適用した保険料率を記載した条項がなく、恣意的に保険料を値上げしているのを阻止しようとする訴訟を提起している。

○クレジットカード

クレジットカード会社に対し、クレジットカード契約の「委任条項(mandate clause)」が無効で効力がないことの確認を求めるとともに、委任条項に対する違反に対し違約罰を科す

契約を締結することの差止めを求め、違約金は現実に支払がなされる日までの日数に応じるものであることの確認を求め、適用法令によればクレジットカード会社が徴収できる利息は年 12 %を上限とすることの確認を求め、過払利息を顧客に返還することを求める訴訟を提起した。

○銀行預金

銀行に対し、その銀行とその銀行が傘下に収めた銀行の預金口座を保有する全国の顧客に対し、1989 年 1 月の預金残高に対する 20.46 % (銀行が収益を得た 43.43 % と実際のインフレ率 22.97 %との差額)に相当する額を支払うよう命じた訴訟を提起した。支払いを求める額は、当該預金口座に適用される利率(約定に基づく月利 0.5 %の割合による損害金を含む)やブラジル判例で既に確立しているとおり現実の支払を受ける日までのインフレ補正により補正された額であり、それには、判決が執行されるまでの間に確定されるであろう当事者が被る損害は含まれない。また、裁判所への呼び出しを受ける日までの遅延損害金や専門家及び弁護士費用(将来の裁定／執行や正当に関連づけられる額に渡って計算される)、根拠のない主張により生じた訴訟費用も加算される。

これは 1993 年に IDEC が提起したケースである。ブラジルではインフレの時代が長くあつたため、銀行の定期預金の金利は政府が公表したインフレ率により補正することになっているが、1989 年 1 月の金利に補正するためのインフレ率の適用が問題になった。いくつかは既に判決が出ている。

○遺伝子組み換え食品

政府が CTNBio (the Technical Commission of Biosafet 、バイオセーフティ技術委員会)に対し、予定どおりに、遺伝子組み換え食品の安全、販売及び消費に関する規則の制定を命じることを求める訴訟を提起した。同委員会が規則を制定するにあたっては、遺伝子組み換え食品に関するいかなる主張を分析する前に、ブラジルの法体系、特にブラジル連邦憲法、消費者保護法及び環境法にしたがったものでなければならない。

4 質疑

○解決までの年数

10 年から 20 年かかる。被告は、あらゆる手段を利用して確定判決を引き延ばす。これに対し、既に確定判決を得たものがある。最近は、確定判決前に仮の救済を求めることがあり、被害者に配るということもできている。ブラジルの訴訟に時間がかかるのは、訴訟案件が多くすぎるため。

○和解をすることがあるのか。

和解をしている。電話料金の通話明細が発行されないことについて電話会社に対し訴訟を行っているが、これは和解で終了する見込みである。

一方、スールアメリカという医療保険会社との訴訟について保険会社と検察庁が和解したケースがあるが、これに対し、プロコンと IDEC は、利害関係人として、和解に異議を申し

立てている。和解をしても、その他の当事者がでてきて、和解に待ったをかけることがある。

○訴訟を担当するスタッフ

弁護士 4 名と研修生 4 名。外部の弁護士は使っていない。

○どのような事案を対象に公共的民事訴訟を提起するのか

公共的民事訴訟を提起するには、法的正当性がある団体であること、訴訟提起することに利害関係があることが必要であり、 IDEC はその要件を備えている。相手方は、政府機関や代表的な企業である。

端緒は、会員からの要請、摘発、商品テストの結果、マスメディアで問題にされたことなどであり、 IDEC の全部門と協議して決める。年間行動計画を作成するが、社会的反響が大きいもの、話題になっているものを選択して、とりかかる。

IDECA だけではどうしようもないものでは、 IDEC が検察庁に告発するということもある。その場合には、検察庁に任せることもある。

他の団体でも原告適格をもつものがあるので、事前に原告適格を持つ団体と協議する。相手方とも協議し、話し合いで解決ができない場合に訴訟を選択することになる。

○ブラジル全国に支部があるのか。

支部はないが、会員は全国にいる。

○銀行に対する訴訟について、インフレ率は、 IDEC が独自に調べたものか。

インフレの時代が長く続いた。1989 年 1 月に、政府はインフレ撲滅計画を発表して、インフレ率を公表した。その後、それより小さいインフレ率を公表した。既に公表されたインフレ率を適用しなければならない定期預金についても、事後のインフレ率を適用した。事後のインフレ率を適用したことを問題にしたというものである。いくつかの判決がでているが、預金者が勝訴している。

○件数

IDECA が関与している団体訴訟は、 450 件。 1/3 が公共的民事訴訟。残りの 2/3 は会員が被害者となったケースについて会員らが原告になっているもの。 IDEC が設立された 1987 年には、同種個別の権利についての集団的訴訟手続がなかったため、会員を原告として訴訟を提起した。

以上

4) 弁護士会

Ordem Dos Adovogados do Brasil Seccao de Sao Paulo (サンパウロ弁護士会)

第1 聽取日時 2009年4月1日 午前9時から12時

第2 調査先 サンパウロ弁護士会

Ordem Dos Adovogados do Brasil Seccao de Sao Paulo

Praca da Se - 11andar - CEP01001-902 Sao Paulo

tel: 11-3291-8193

第3 聽取先対応者 Jose Eduardo Tavolieri de Oliveira (消費者保護委員会委員長)

第4 通訳者 二宮正人(サンパウロ大学法学部教授・ブラジル国弁護士)

第5 報告書作成者 黒木和彰

第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

1. 消費者概念について

消費者を定義するとすれば、何かを消費する者であり、物を作った会社の管理・支配にのものとにある人のことである。

消費者と生産者の関係は産業革命にまでさかのぼるが、1972年にはスウェーデンのストックホルムで、世界消費者連合 (International Organization of consumer Unions) が開催され、その後、消費者の地位が向上している。

1973年になると、ジュネーブの国連委員会で、消費者の基本的権利が確認されている。安全・情報・適正価格等の選択権・政策に反映する権利である。

2. ブラジルにおける消費者保護の導入

ローマ法によると、売買対象物について隠れた瑕疵について売主の責任は無く、単に瑕疵を知らなかつたということだけで十分である。これに対し、買主は、売主の瑕疵に対する悪意を立証する必要があり、不利であった。また、賠償の範囲も限定されていた。

1804年のナポレオン法典でそれを確認し、それがヨーロッパの法制度となっていた。

3. ブラジルにおける消費者保護に関する制度

ブラジルにおいて、伝統的な消費者保護制度は、1850年に制定された商法で規定されており、消費者に対する権利があった。不正競争防止や、独占禁止などで消費者保護が一応図られていた。また、1940年の刑法では食料品や薬品に対する詐欺について規制がなされた。消費者保護は、1951年制定の経済活動法や、1962年制定の配給と独占禁止に関する法律でも規定された。

4. ブラジルの憲法の制定

(1) 1988年憲法の概要

1988年に新しい憲法が公布された。軍政の後に制定されたもので、制定会議が召集された。憲法の精神が歌われており、民主国家であって、社会権や個人の権利、社会福祉、平等や司法へのアクセスが、多文化・人種差別がないこと、をもとに戦争のない紛争の平和解決が謳われている。

この1988年憲法の第1条(基本原則)ではブラジルが連邦・民主・共和国家であることを規定し、人権保障規定である5条の前に、1条2号で市民の権利、3号が人間としての尊厳

を規定している。これが消費者保護法の基礎をなすものである。

第3条には、ブラジル共和国が、自由で連帯をもった国家となること。発展していくこと。すなわちブラジルは、憲法で発展途上国であることを認めている。

(2)憲法による消費者保護規定

憲法の基本的人権保障規定で、消費者保護が規定されている。これが、消費者保護法の憲法上の根拠規定である。

具体的には、第5条に基本的人権が規定されている。同条は、法の下の平等と、ブラジルに在住している国民と外国人については、生命と自由・安全・財産権が不可侵の権利であることを規定している。

同条第32号は、国家は法律の定めるところにより消費者の保護を行うことを規定している。この消費者保護の規定は、原則規定であるといわれており、改憲手続をしないとこれは変えられない。

(3)その他憲法上の消費者保護に関する規定

第24条は、連邦と州と連邦府について、以下のことについて権限を付与するとされている。環境保護・消費者・歴史・景観を保護する権限である。同時に、ブラジルの憲法は、連邦政府、州政府と連邦府及び市町村に課税権をあたえている。税金は非常に高い。まともに税金を払うと大変である。

更にいえば、憲法は経済財政秩序についての章を設けており、第170条は、経済秩序は人の労働によって、起業の自由、社会正義の実現のために努力する。

第5条は、自由権の人権保障規定であるが、消費者の保護については留意しなければならないということになっている。

5. 消費者保護法

(1)消費者保護法の概要

1990年に消費者保護法が制定されている。

我々としては、この消費者保護法を誇りに思っている。これによる消費者意識の高揚がある。他の南米諸国においても、ブラジルの消費者保護法は、注目されて研究されており、これをもとにした法改正が行なわれているところである。

消費者保護法は、消費者保護に偏っているのではないかという批判がある。しかし、生産者の権利を認め、これがバランスのとれたものにならないといけないと思っている。一方があればいいというものではなく、「保護」という名前に惑わされてはいけない。

1990年の消費者保護法は1条に憲法170条5項と、同法5条32号などを引用して、公の秩序をまもるために必要な法律であるといっている。1990年の消費者保護法は、強行法規であると理解している。

消費者保護法を論じるに当たって、一般的な法の原則が適用されるか。新法が旧法を破るという問題がある。原理原則を定めるものであるというものであり、新法が旧法を破るということではなく、1988年の憲法による新しい権利を擁護するものであると考えている。

(2)憲法と消費者保護法との関係

憲法第170条の趣旨を踏まえて、それまで抽象的であった生産者の権利義務が、消費者保護法により具体的なものとして規定され、消費者の権利義務との関係で、具体的なものとな

ったものである。

消費者保護法は、完結された法規範のシステムであり、行政法・民事法・刑法を含む、独立した法体系であると考えている。

6. 集団的権利保護訴訟について

(1)消費者保護法81条について

個人的裁判・集団的裁判で、消費者や被害者の救済が行われることが規定され、拡散的権利や利益がここで規定されている。

この法律が意図するところは、被害を受けた個人や集団が、個人・集団的訴訟により救済をうけるということが明白に規定されたということである。

現在、情報が氾濫している。TVでは広告宣伝がなされている。拡散利益は、空気等の環境的な利益からはじまって、社会的な利益も含まれる。

(2)拡散的利益または権利(81条1号:なお添付資料2の図表参照)

この拡散的権利を図(添付資料2)で表すと、法律関係が一番上、事実関係がした。その左右は左が能動的主体。右が受動的主体。その下が不可分であるということ。

(3)集団的利益や権利(81条2項:なお添付資料2の図表参照)

対象となる権利は不可分のものであって、保有者は集団やクラスであることである。そういうものが主体となって権利の擁護を行うという制度である。ただ、一つの訴訟がなされた場合に、集団的利益でなされた訴訟の結果が、集団全員に及ぶということになる。

対象物が不可分ということは同じ。左は、能動的主体であるが、右はサプライヤーであり、これは受動的である。真ん中のある法律関係の当事者であり、(b)が当事者とサプライヤーとの関係であり目的物は不可分であるということである。

(4)同種個別の利益または権利(81条3号:なお添付資料の図表参照)

同種の個人的な利益・権利の追求を行なう制度であり、共通の原因から生じたことを理由とする。例えば、飛行機事故によって犠牲になった旅客を消費者としてとらえると、遺族に請求権限を認めるというのが分かりやすい例である。

(5)集団的訴訟を起こす主体(82条)

訴訟を提訴する適格を有する主体は、検察庁・政府・政府機関・公社公団であり、法的人格がない団体でも、権利義務の擁護を目的とする団体であって設立から1年以上たった団体であり、設立目的で、消費者保護があるものは可能である。

議論のための議論であるが、同種個別の訴訟については、検察庁は関与すべきではないという議論がある。しかし、集団的訴訟の一部を構成するという議論があり、検察庁が関与するのは当然である。

消費者保護法92条というのは、検察庁が集団的訴訟を提訴しないという場合であっても、検察庁は、法の番人として参加しなければならないということである。そして、82条と92条は不可分であり、両者が協力して、消費者保護のための集団的訴訟が起こされるための原則となっている。

個々の消費者は、共同訴訟人として、消費者保護団体や、PR広報に介入して、自己の意見をのべることができる(94条以下)。

(6)管轄や、原告適格者の権能など

101 条の特徴というのは、製品や役務のサプライヤーに対する民事訴訟を追求するには、被告の住所の管轄籍をかえて原告の住所地が管轄裁判所としている。

102 条は、消費者保護法において、原告適格をもつ者は、政府などに規制するように働きかけができると認めている。すなわち、身体に被害を与える薬品・商品については、公権力に働きかけて、規制をさせることができるというものである。

(7)既判力について(103 条 1 項・ 2 項・ 3 項)。

(ア)1 項では、相対的な既判力の効力を規定する。証拠不十分で棄却された場合には、その敗訴判決の効力は他に及ぼない。同一理由で訴訟を起こすことができる。

(イ)103 条 2 項

当事者(集団)の内部に限って効力が及ぶ。再度、立証が不十分であった場合に、却下された場合には、再訴可能ということ。

(8)集団的訴訟と個別訴訟との関係

集団的訴訟が起こされた場合に、個人訴訟が起こされた場合には、共同訴訟にはならない。集団的訴訟の方の判決が出され、既判力を個人に及ぼす必要があれば、一旦中断を行い、集団的訴訟が棄却された場合には、再度受継して、再び訴訟を行うこととなる。

7. 弁護士会が適格団体として行っている訴訟

(1)リース関係訴訟

1994年、レアル計画により、消費者が、より多くの消費を行う働きかけを行った。

その当時のブラジルの為替は、上限と下限の間で決まる。1・21と1・36の中でしか為替の変動が無いことになっていた。しかし、幅内での変動が変わって、1ドル2レアルになったということがある。大統領が言ったことであるから、それを信じて消費をしていた。特に自動車の購入について、リース契約が多かった。これは、リース契約の特殊性があることである。

リースといっても信用供与であるから、リース契約を行うことができる顧客については信用情報をもとに決めた。ところが、ドルとレアルとのバランスが崩れたために、ドルベースで行っていた人は、月々の支払いが倍以上になって、支払いがでていなくなってしまった。

そのため、数千人・数万人の消費者が、リース契約による支払いができなくなり、自動車が取り上げられ、残債務を支払う必要が生じた。

消費者保護法には、事情変更の原則を認めており、リース契約の改訂ができるということで、それを根拠に、リース契約による支払いができなくなった消費者のために、立ち上がった。

弁護士会が原告となって集団的訴訟を提起し、連邦政府とリース会社 36 社を相手にして被告として訴訟を行ない、一審では弁護士会が勝訴。現在、控訴審が係属中。

判例は、分かれしており、消費者が勝訴したものと敗訴したものにわかれている。

判例要旨243号は痛み分けであり、弁護士会では、到底理解できない。企業がリスクテイクをすべきであり、消費者にそのリスクをとらせるることはできないはず。

その前は、263号が出されており、リース契約が割賦契約にわかれていて、リース契約はリアルでやるべき。それを2年後に変えてしまった。損害を痛み分けという判例要旨になった。

産業革命により導入されたものでは、契約の自由であるが、それぞれがそれぞれにあった契約の作成している。しかし、現在では、契約は名ばかりであり約款を押しつけられるだけである。両当事者には交渉力がない。資本側が、ルールをつくり、それを実行し、それを消費者

に従わせるだけということは容認できない。

(2) トラックの後部バンパーの欠陥訴訟

もう一つの案件は、トラックの後部バンパーが奥まったところにあるので、衝突事故が起こると、車高の低い乗用車が重大事故になるのは 2 万件以上あり、バンパーの位置を変えろという訴訟を起こしている。

連邦裁判所が第 1 審裁判所であり、結審して4・5年経つが、まだ判決の言い渡しがなされていない。同一の裁判官であるが、誰に支払わせるのか、運転手か、メーカーか、政府かがはつきりしないために判決が書けないのであろう。おそらくトラックの運転手について責任を認められるのであろう。

この訴訟の場合に、消費者は誰なのか。事故の被害者である。運転手も消費者であるが、彼が払えば、メーカーに請求する。同種の個別的権利とらえている。

(3) 航空管制訴訟

2006 年に、空港の管制官がストをした。飛行機が飛ばなくなつた。遅延とキャンセルが相次いだ。ブラジル人も旅客も困った。プロコンとIDECが訴訟を起こしたが、うまくならないので、弁護士会が訴訟に参加した。

この訴訟については、既に結論がでている。それは、ブラジルの航空運送法がある。遅延を発表してから 4 時間以内に代替措置をとると、責任を免れるということになっている。しかし 4 時間は長すぎるというのが我々の主張である。

空港管制は、国の仕事であり、2 時間前には、飛行機が飛ぶかどうかはわかる。その場合には、アナウンスすることを義務づけるルールをつくらせることになった。

2 時間以前に遅れることをアナウンスすることを怠った場合、1 万レアルを支払う。キャンセルの場合には、航空会社は宿泊施設に旅客をつれていき、食事や自宅との連絡費を負担する。もし、これを怠ると 5 万レアル支払う。

この場合、責任が誰にあるのか。空軍省なのか、民間航空監督局なのか。最高責任者は、民間航空監督局長であるということが裁判所の見解である。

航空運送契約は、旅客である消費者が安全に時間通りに次の目的地に送られるということであり、その契約の遵守を要求しただけである。

サンパウロ連邦裁判所第6民事部判決であるが、これは全国的な効力をもつものである。

8. 質疑応答

(問) 消費者保護委員会に所属している弁護士の人数は。

(答) サンパウロの弁護士約28万人であり、そのうち80人が消費者保護委員会に属している。。

(問) 説明にあった集団的訴訟は弁護士会がやっているのか、弁護士会の中のセクションがやっているのか、誰がやっているのか。

(答) 消費者保護法82条で弁護士会は訴訟参加ができることが規定されている。弁護士会サンパウロ支部の消費者保護委員会が弁護士会を代表して行っている。

(問) 弁護士会の中には企業側の弁護士もいると思うが、弁護士会が原告として集団的訴訟を提訴することについて、会内で意見対立しないのか。

(答) 指摘のとおり相手方である企業の利益保護をはかる弁護士は反対して弁護士会内で議論になることはある。昨年、電話会社に対し基本料金の徴収をやめさせるようという動きが消費

者にあった。弁護士会としても参加しようとして会内で調整して発表したところ、電話会社から基本料金のことを説明したいと連絡があった。電話会社にとって基本料金は収入の40%を占めており使用料金のみとになれば使用料金がその分値上がりして結局消費者にとっては同じことになる。訴訟を起こしてくれるなと言ってきた。弁護士会としては説明を受け、訴訟は一旦様子を見ることになった。このように相対的に消費者の利益を勘案して考えている。

(問) 片面的既判力の拡張について聞きたい。被告の応訴の負担についてどう考えるか。

(答) 我々の考えは法律があるからそれを守っているというだけである。メーカーにとってもメーカーの財産は顧客である消費者なのだから消費者を大切にしなければならない。消費者は弱者であり弱者を守るための法律があるのだから、法を守り訴訟が減るか守らずに訴訟が増えるかはメーカーの対応したいである。法を守り顧客を守れば訴訟も減ることになる。

(問) 新証拠があれば後訴を提起できるとなると何度も訴訟が可能となり、かえって法的安定性を欠くことにならないか。この点をどう考えるか。

(答) その指摘は正しいが、今までに新証拠が出てきたからとして新たな訴訟を起こされた、蒸し返された例はない。法もそういう状態を予定している。新たな訴訟を提起してもいいし、旧訴訟を復活させて新証拠を提出してもいい。

(問) 有責給付判決という考え方が日本にはない。包括的に債務名義となり個別の消費者は立証して執行するというものと考えるが、個々の消費者は具体的にどのようなことを立証して、執行していくのか。

(答) そんなに難しいものではない。集団的訴訟において有責給付判決自体が債務名義となるので、消費者はその債務名義のコピーをとって、そのコピーと一緒に利害関係人であること立証すればよい。車のリースの契約者であれば、債務名義のコピーにリース契約の書類を添えて提出すればよい。

(問) 1年以内に参加者が少ないか否かの基準は何か。明確な基準はあるのか。

(答) そのようなことは考えたことがない。法はそういう基準には触れていない。抽象的である。

(問) 説明のあった3つの事件の請求内容を知りたい。

(答) リース契約の場合には、訴状において、外国の通貨を目安にするというのはけしからんということ、外国通貨に匹敵する何らかの指標を設けなければならない、外国通貨を目安としつつ変動は1.21～1.36の幅の中でとなっているのであれば1.21とするか変動幅の中間にすべきであるということを訴状に書いた。

航空管制官のストの事件では、ブラジル航空運送法が定める4時間という時間を適用せずに新たな時間を適用すべきである。その根拠は、憲法37条は公権力は実効性のある行為をしなければならないと定めている。現在の航空運送法の適用では消費者たる旅客が困る、それでは航空当局は実効性を確保できないということを訴状の中で書いた。

(問) 弁護士会の集団的訴訟の経費は弁護士会の予算、経費か。どれくらいの経費がかかっているのか。

(答) 弁護士会が提起する集団的訴訟の訴訟費用は免除されている。弁護士費用は弁護士の無償奉仕であり弁護士会は負担していない。法には弁護士は市民の権利の実現等が書いているあり、我々はそれを実現しているだけである。サンパウロの弁護士会消費者保護委員会は他州の弁護士会からも講演依頼や技術的協力を求められている。

5) 行政

- Ministerio Publico Do Estado De Sao Paulo (サンパウロ州検察庁) 聽取報告書
- 第1 聽取日時 2009年4月1日 14時～16時
- 第2 調査場所 サンパウロ州検察庁会議室
(R.Riachuelo、115-7° andar-Sao Pauklo/SP)
- 第3 聽取先応対者 VANIA MARIA RUFFINI PENTEADO BALERA (検察官)
ADORIANA BORGHI FERNANDES MONTEIRO (検察官)
- 第4 通訳者 二宮正人(サンパウロ大学法学部教授・ブラジル国弁護士)
- 第5 報告書作成者 畑中宏夫
- 第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

1. 組織概要について

(1) 組織構成

サンパウロ検察庁は検察官約1500名(3分の1が女性)で構成されており、最高意思決定機関は11名の検察官(うち3名が女性)で構成されている。

この人員はブラジル27州では最多である。

(2) 所管事項等

日本の検察庁とは全く異なり刑事事件のみを取り扱う組織ではない。

具体的には、消費者保護、環境保護、住宅保護、幼児保護、公衆衛生、文化遺産保護などの部局があり、おおよそ公共の利益を保護するための活動全般を所管している。消費者保護に関する例として、以下のことを行った。

- ・量販店において、現金販売価格と割賦販売価格が同じであることは正措置
- ・「大売り出し」を、期限を定めず常時行っていることは正措置
- ・約款の消費者にとって片面的義務条項のは正など

なお、サンパウロ州検察庁では、消費者保護専門の検察官が6名いる。

2. 消費者保護法81条訴訟について

(1) 公共的民事訴訟の件数等

検察庁が関与する公共的民事訴訟は拡散的利益と集団的利益に関するものである。

昨年一年間で約1000件、今年も既に数百件に関与している。統計を取ってはいないものの、検察庁には公共的民事訴訟全ての訴状が集まる仕組みになっている。

(2) 消費者保護への検察庁の関与の端緒

検察庁には様々な案件が持ち込まれる仕組みになっており、市民からの告発が検察庁に届いたり、裁判所から持ち込まれることもある。

検察庁は市民や裁判所からの連絡を待たず、当事者として独自に調査等を開始するともできる。この場合の契機は新聞やテレビなど一般報道機関を通じて得た情報である。

プロテストというサンプルを検査するNGOがあり、そこが様々な依頼に基づいて検査をするが、違法な物を発見した場合には告発することになるし、コーヒーやピーナッツの生産者団体から告発があることもある。

なお、消費者保護に関する訴訟事案については、検察庁は必ず関与しなければならぬ

いことになっている。

(3) 公共的民事訴訟前の救済

ア 概要

検察庁は、公共的民事訴訟の提訴以前に事業者等に対して調査を行ったうえで、問題がある場合には是正等を約束する和解調書を作成し、その後の事業者等の和解内容に沿った活動を監視し、和解内容が遵守されていない場合に提訴することになる。

調査段階で和解をする場合には、和解内容について検察庁内における上級部局の承認が必要になる。

この調査については、検察庁は事業者の代表者等の利害関係人を呼び出したり、あらゆる書類を提出するよう命令を出すことができ、従わない場合には罰則がある(民事調査権)。

事業者等がこれに従わない場合、検察には警察力がないため強制的に調査することはできず(プロコンには強制調査権がある。)、検察庁が強制調査を行うには裁判所の命令が必要となる。

民事調査は原則180日、延長が認められる場合でも更に180日であり、この期間に調査を終了させなければならない。

イ 具体例

F1競技場の入場券(座席指定のないもの)を早い段階で購入した観客が、早い段階で購入したにも拘わらず座席指定がないために早く購入する意味がないと言うことで不公平なものとなっていた。調査の結果、競技場側は座席に番号を振ることで対応した。

電話会社に対して、未成年者保護のための規定を厳格に遵守するよう指導した。

冷凍肉を貯蔵している会社が腐敗した肉を混ぜて販売しているという告発を受け、検察庁には強制調査権がないことからプロコンと共同で抜き打ち調査を実施し、事実が判明した時点で関係者全員を逮捕したということもあった。

(4) 公共的民事訴訟による救済

ア 検察庁による提訴

検察庁のみが当事者として提訴した場合、消費者団体等は当該訴訟に関与することはできない。

イ 消費者団体等のみによる提訴

消費者団体等のみが提訴した場合であっても、裁判所から検察庁に記録が送られ、検察庁は訴状の補足等を行うことができるのみならず、訴訟のあらゆる段階において裁判所から検察庁に対して求意見がある。

実質的に訴訟を遂行する能力を備えた団体は少なく、4ないし5団体程度である。

消費者団体等が適正に設立されたものか否かについても調査し、消費者の利益を適切に代表するものと認められない場合には、検察庁がその当事者適格を否定することもある。

消費者団体等が訴訟をしている場合には、検察庁は裁判そのものの番人としてその訴訟活動を補足し、立証を補助するのみならず、訴訟を承継する場合すらある。

消費者団体のみが訴訟を遂行している場合、当然和解に際しても検察庁が裁判所から意見を求められる。これに対しては消費者保護法の趣旨に照らして必要があると判断

する場合以外は反対意見は述べない。

消費者団体が消費者にとって不利な和解をしようとしている場合に、裁判所に対して検察庁が反対意見を述べたにも拘わらず裁判官が当該和解を承認した場合、検察庁が独自に控訴することもある。このような事例は過去に現実に存在し、控訴審において当該和解が無効とされ、新たな和解が成立した。

ウ 検察庁と消費者団体が協力して提訴する場合もある。

エ 公共的民事訴訟の審理期間

提訴後5ないし10年かかるということは珍しいことではない。

もつとも、違法行為の仮差し止めの決定を貰うこともできるので、消費者被害の拡大は一定程度防止が可能である。

オ 和解結果等の告知方法

新聞で広報することになる。

事業者に対して新聞廣告を出すように義務づける場合もある。

医療保険に関する事案においては保険会社が加入者全員に通知した。

3. 特別基金について

(1) 特別基金の額

20年間の蓄積により、現在約3000万レアルがある。

(2) 特別基金の種類

サンパウロ州に基金は1つしかないが、他の州には州毎の基金があり連邦政府にも基金が1つある。

(3) 基金の管理

サンパウロ州検察庁、サンパウロ州法務省、NGOなどにより組織される管理委員会が管理している。

(4) 基金の使途

歴史的建造物の修復などに遣われている。

その他の使用については適切なプロジェクトが必要であり、そのプロジェクトはNGOが作成・提出することになるが、ブラジルにおいてはNGOの評価が高くなく、自己の利益実現のためのプロジェクトであるなど、評価に値するプロジェクトを作成できていないのが現状である。

〇Protecao e Defesa do Consumidor (PROCON) 聽取報告書

第1 聽取日時 2009年4月2日 15時から17時

第2 調査場所 サンパウロ州プロコン会議室

(Rua Barra Funda、930-4.andar-Sao Paulo/SP)

第3 聽取先応対者 Carlos Augusto Machado Coscarelli (Assessor Chefe Diretor Executivo
・法務官)

Roberto Augusto Castellanos Pfeiffer (Diretor Executivo・法務官)

Valter Farid Antonio Jr (法務官)

Maria Bernadette Bolsoni Pitton

第4 通訳者 二宮正人(サンパウロ大学法学部教授・ブラジル国弁護士)

第5 報告書作成者 二之宮義人

第6 聽取内容の要旨 以下のとおり

1. 組織概要について

○設立:1976年

○目的:消費者の保護及び防御

○組織:サンパウロ州司法・市民権保護局が所管する消費者保護基金(サンパウロ州政府が公法に基づき設立した財団)。設立当初はサンパウロ州の一部局であったが、行政機関では予算獲得や職員増員に制約があるため財団法人を設立した。

○職員:サンパウロ州内に479人。任用試験があり準公務員的性格を有する。給与規定は労働法に基づく。

○業務:① 消費者と事業者との和解あっせん(主要業務)

- ・消費者からの相談を受け付けて消費者と事業者との和解をあっせんする。
- ・消費者から相談を受けるとプロコンは事業者に対して相談内容を記載し書面を送付し、これに対する事業者の対応方法の回答を求める。事業者には回答義務がある。
- ・相談件数の9割は和解が成立している。
- ・2008年の相談件数は53万件。

② 事業者名の公表

- ・和解が成立しない場合は、消費者がプロコンに対して正式な相談を申し立てることとなる。
- ・正式な相談がなされればプロコンのインターネットサイト及び官報に企業名、相談内容が掲載される。
- ・2008年の相談件数53万件のうち正式な相談は3万3000件。

③ 事業者に対する行政罰(課徴金)

- ・同一事業者が同種違法行為を複数回行った場合には消費者保護法の規定に基づき行政罰(課徴金)を科す。
- ・課徴金額は212レアルから310万レアルまでの間でプロコンが決定する(訪問時の為替レート(レアル約50円)では約1万600円から1億5500万円)。
- ・支払われた課徴金はプロコンの収入となる。

④ 消費者保護法81条訴訟

- ・原告はプロコンであるが、プロコンには弁護士がないためサンパウロ州弁護局の法務官が訴訟の実務を行う。
- ・現在係属中の訴訟は23件
- ・2007年に提起した訴訟は2件

○権限:事業者に対する立入調査権

○全国のプロコン:連邦、州、市のプロコンが全国に400箇所ある。サンパウロ州のプロコンはサンパウロ市にあり、サンパウロ州内には他に市のプロコンが220から230箇所ある。サンパウロ州のプロコンと市のプロコンとは協定を締結しており情報は全て集約される。

2. 消費者保護法81条訴訟(公共的民事訴訟[ACP]: Acao Civil Publica)について

- (1) 81条訴訟提起時における3類型(拡散的権利、集合的権利、同種個別的権利)の峻別
 - ・3類型の訴訟は組み合わせて提起することが可能である。
 - ・原告が明確に特定類型の訴訟を求めた場合には裁判所は請求の趣旨と異なる判決を下すことはできない。しかし、裁判所は請求の本来の趣旨を斟酌し、実質的に求められている請求に対して判決を下す義務がある。
- (2) 檢察庁や消費者団体と共同訴訟を行う意義
 - ・プロコンの存在は事業者にとって非常に大きいものであるが、検察庁や消費者団体と結びつくことにより更に強力な説得力を持つようになる。
 - ・事件を共同して行うことにより相互に情報交換をすることもできる。
 - ・実際に共同訴訟を行う場合は消費者団体からプロコンに申し入れることが多い。
 - ・共同訴訟を行う際は会議を重ねるうちに役割分担が決まってくる。組織形態の違いにより一定の役割分担が決まっているわけではない。
- (3) 集合的権利に関する訴訟(2号)における被害額の算出方法
 - ・慰謝料の請求は実態がないため裁判官は実情に応じた金額を出せる。
 - ・実態のある被害については、裁判官は証拠に基づいて金額を算定し、算定が困難な場合には鑑定人に鑑定・算出させることもある。
- (4) 同種個別的権利に関する訴訟(3号)
 - ア 被害総額の算出方法
 - ・「アドヴェンチスタ病院に対する保険プラン改定の無効訴訟事件」は現在、集団的執行段階にある(81条3号の同種個別的権利に関する訴訟において判決後1年以内に十分な数の消費者が個別執行の申立てをしない場合に81条訴訟の原告であるプロコンが関係消費者全体の損害の支払いを求めて集団的執行することができる)。
 - ・1年以内に十分な数の消費者が個別に執行したか否かについては明確にはわからぬ。しかし、様々な情報から少ないか多いかということはわかる。仮に多くの消費者が個別執行をしたとしても大部分の消費者のために、個別執行を申立てていない消費者に代わって集団的執行をすることとなる。
 - ・関係消費者全体のために集団的執行する場合に、その被害総額の算出方法はケースバイケースである。事業者側の資料から事前にわかる場合や執行手続の中で判明する場

合もあれば全く資料がないような場合には鑑定によるしかない場合もあるであろう。

イ 支払われた被害金の流れ

- ・集団的執行において金額確定すると被告事業者は確定金額全額を裁判所に供託しなければならない。
- ・裁判所は被害者である消費者に対して裁判所の掲示板に掲載したり官報やマスコミを通じて公告を行う。
- ・消費者が名乗り出て損害を立証すれば供託金に対して執行することができる。
- ・残った供託金は数年間は裁判所に供託されたままであり最終的には州の財政、つまり州の予算となるであろう。

(5) 81条訴訟における請求金額の確定方法

- ・まず原告が一定の金額を記載した訴状を提出し、次に検察庁がその金額について意見を述べる。検察庁は請求金額が少ないと判断すれば増額して請求することができる。
- ・この金額修正は訴状提出段階のことであり、被告が準備書面を提出するまでには金額を確定しなければならない。

(6) 訴訟提起の慎重性

- ・2007年に提起した81条訴訟は2件のみ。
- ・年々慎重になっている。
- ・プロコンに出向している州の法務官は3人しかいないため訴訟準備に非常に時間がかかる。また、訴訟に負けると事実上消費者に取り返しのつかない損害を与えかねないので負けるわけにはいかない。このため準備は念入りになる。
- ・プロコンは訴訟だけを業務としているわけではない。基本的には事前に和解での解決を目指す。和解が困難なら行政的措置、場合によっては課徴金を科す、あるいは訴訟を考えている。このため訴訟の数が少ないとも言える。

3. 特別基金について

(1) 特別基金への組み入れ

- ・不特定多数の消費者が被害を受けた場合の訴訟に基づき支払われた金銭は一旦は裁判所に供託される。
- ・同種個別の権利に関する訴訟の場合は個々の消費者が損害を立証して供託金に対して執行することができ、残額は州の財政に組み入れられる。集合的権利に関する訴訟の場合は特別基金に組み入れられることとなる。

(2) 特別基金の種類

- ・消費者保護法81条の訴訟に基づき支払われた金銭は全て既存の「拡散的権利についての基金」に入れられる。
- ・拡散的権利に関する基金という名前ではあるが全てこの基金に入るため訴訟の種類や賠償金額等に応じた新たな基金を創る予定はない。
- ・サンパウロ州に基金は1つしかないが、州毎に基金があり連邦政府にも基金が1つある。

(3) 基金の管理

- ・サンパウロ州検察庁、弁護局、その他の団体が委員となって委員会を組織して管理している。

(4) 基金の使途

- ・消費者保護のみならず環境保護にも使われる。
- ・拡散的権利を擁護するためのプロジェクトに使われることになっているが、現在のところ具体的なプロジェクトはまだない。
- ・現在プロコンが関係して進めているのは連邦政府の特別基金を使った「ウォッチタワー」という消費者保護のための監視システムを構築するプロジェクトである。
- ・連邦政府の基金のことは知らないが法務省のサイトには基金関連のページにリンクしており内容を知ることができるはずである。

4. 具体的事例について

(1) 「シェリング社に対する中身が小麦粉の経口避妊薬販売について集団的な精神的損害賠償訴訟で100万レアルの支払いが命じられた事件」

- ・本件は集合的権利に関する訴訟(2号)と同種個別的権利に関する訴訟(3号)の組み合わせ事件である(添付の回答書では同種個別的権利に基づくものとしているが、確認したところ、2号と3号を組み合わせて請求した事件のこと)。
- ・シェリング社はプロコンの提起した訴訟の結果、経口避妊薬の成分を変えざるを得なくなり集合的権利の保護が図られた。既に被害が生じていた部分については同種個別的権利の保護が図られた。
- ・訴状には少なくとも100万レアルの支払いを求めるなどを記載していた。
- ・本件が確定した場合における100万レアルの最終的な受け取り先については議論があるが、おそらくは州の拡散的権利に関する基金に入ることになるであろう。
- ・プロコンの訴訟が確定すると消費者はプロコンの判決を利用して自分が被害者であることを主張して自分の権利の満足を得ることができる。この場合、個々の消費者は100万レアルとは別に個別の損害賠償を請求することができる。

(2) 「アドヴェンチスタ病院に対する保険プランの改定の無効訴訟が確定し執行段階にある訴訟事件」

- ・本件は同種個別的権利に関する訴訟である。
- ・現在行っている23件の訴訟のうち執行段階に入っているのは本件のみである。
- ・本件では、実際に被害を訴えた消費者の数についてはわからないが誰が病院に対して余分な支払いをしたか、つまり被害総額は正確にわかっていた。この被害総額を求めて訴訟を提起し病院側が既に消費者に対して支払った金額があり、病院側が支払済みの金額を主張立証すればその分は請求金額から控除されていくこととなる。
- ・本件が終結した場合、アドヴェンチスタ病院は敗訴金額全額を裁判所に供託しなければならず、個々の消費者は自分の損害額を立証して供託金の中から支払ってもらうこととなる。

5. 最後に

- ・集団的訴訟について提言をするのであれば、我々の経験から言えば、法的な整備はもちろん大切であるが、ブラジルの裁判所はパンク状態にあるので、できるだけ訴訟の数を増やさない方法、もちろん最終的には裁判に持ち込むことは妨げられないが、事前に和解する方法、訴外で和解をするシステムができるだけ整備しておくことが必要である。

- ・最近、ブロードバンドのシステムを運営しているインターネット会社において36時間通信不能状態となったことで事件になった。プロコンとIDECとで議論し、当該会社との間で、36時間のブランクに対し5日間120時間の無料使用を認めるというで決着した。もちろん、それに満足できない人は個別に訴訟提起することも可能であるが、圧倒的多数の人は120時間の無料使用で和解した。